

宇和島市国土強靱化地域計画

令和3年3月 策定

令和5年3月 改訂

令和6年3月 改訂

令和7年3月 改訂

宇和島市

【目 次】

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1 国土強靱化地域計画の目的	1
2 本計画の位置づけ.....	1
3 計画期間	2
4 基本目標	2
5 基本的な方針	2
第2章 本市の特性と対象とする災害	3
1 本市の特性	3
2 対象とする自然災害.....	5
第3章 脆弱性評価	14
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
2 脆弱性の評価	16
第4章 リスクシナリオごとの推進方針	51
第5章 施策の重点化	90
第6章 計画の推進	92
（別紙1）推進方針に基づく取組	別紙 1-1

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化地域計画の目的

我が国は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など度重なる大災害を経験し、また、近年は気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害や風水害が増加している状況にある。

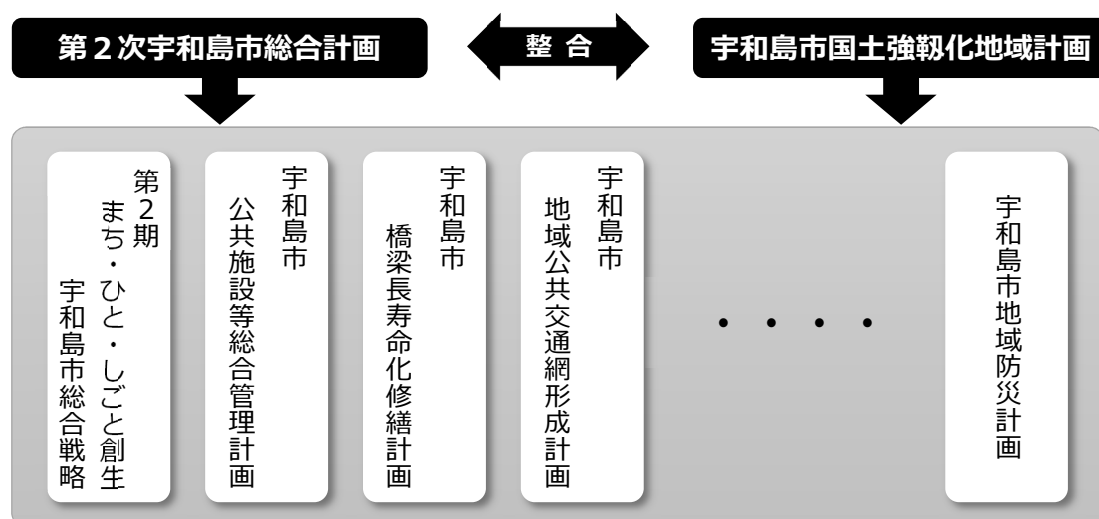
このような大規模自然災害については、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返しており、こうした事態を避けるためには、被害が致命的なものとならず迅速に回復する国土、経済社会システムを平時から構築して取り組むことが重要である。

このため、国では平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成 26 年 6 月には、同法に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という（平成 30 年 12 月見直し））を策定した。愛媛県においては、国基本計画との調和を図りながら、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という（令和 2 年 3 月修正））を作成し、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくりを進めている。

本市においても、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、「宇和島市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定し、国基本計画及び県地域計画と調和を図りながら策定し、「第 2 次宇和島市総合計画」との整合を図りながら、本市の他の計画等の指針となるものである。



<国土強靱化地域計画の位置づけ>

3 計画期間

本計画の計画期間は、「第 2 次宇和島市総合計画」に合わせて、令和 9 年度までとする。なお、必要に応じて見直すものとする。

4 基本目標

国基本計画及び県基本計画を踏まえ、次の 4 項目を基本目標として、国土強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 被害の迅速な復旧復興が図られること

5 基本的な方針

国基本計画及び県基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、国土強靱化を推進する。

① 地域特性等を踏まえた施策の推進

本市における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本市の状況を踏まえ、長期的な観点から計画的に取り組みを推進する。

② 効率的・効果的な施策の推進

国や県、県内の市町、市民や事業者等と連携し、一体となって取組みを進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組みを進める。

③ 他計画との調和

本市の他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点を踏まえ、総合的に取組みを進める。

第2章 本市の特性と対象とする災害

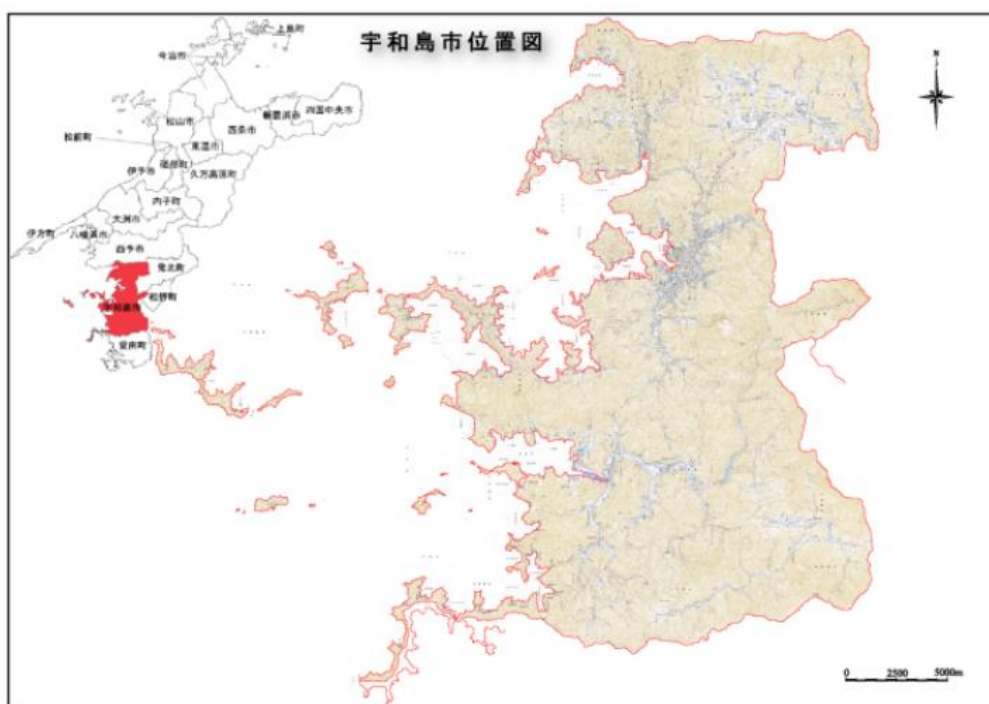
1 本市の特性

(1) 地形

本市は、愛媛県西南部に位置し、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。

西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島がある。東側の鬼ヶ城連峰は、急峻な山肌が海にまで迫っており、起伏の多い複雑な地形をなしている。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しており、平野部を縫うように流れる河川の多くは宇和海へ注いでいるが、三間川は清流四万十川に合流し、高知県へ流れている。

本市は、有人島を含めた広さが、東西が38.15km、南北が34.94kmあり、面積は468.19km²で、森林が60.5%、田畑が18.9%、宅地が3.7%を占めている。



＜宇和島市位置図＞

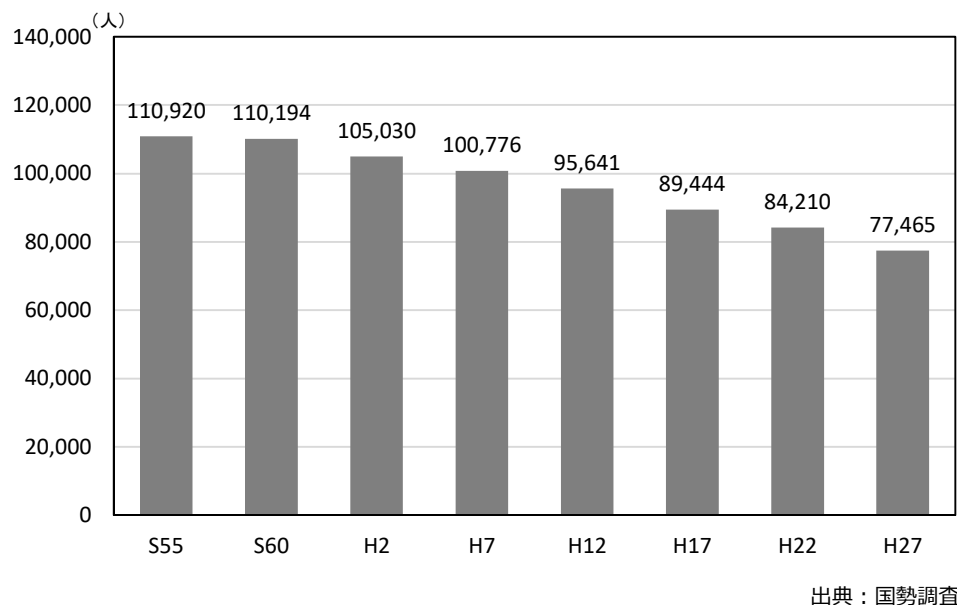
(2) 気候

気候は、年平均気温は16～18℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間2,500mmを超えることもある。

また、西側が豊後水道に面し、東側に1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられる、さまざまな気候をあわせもっている。

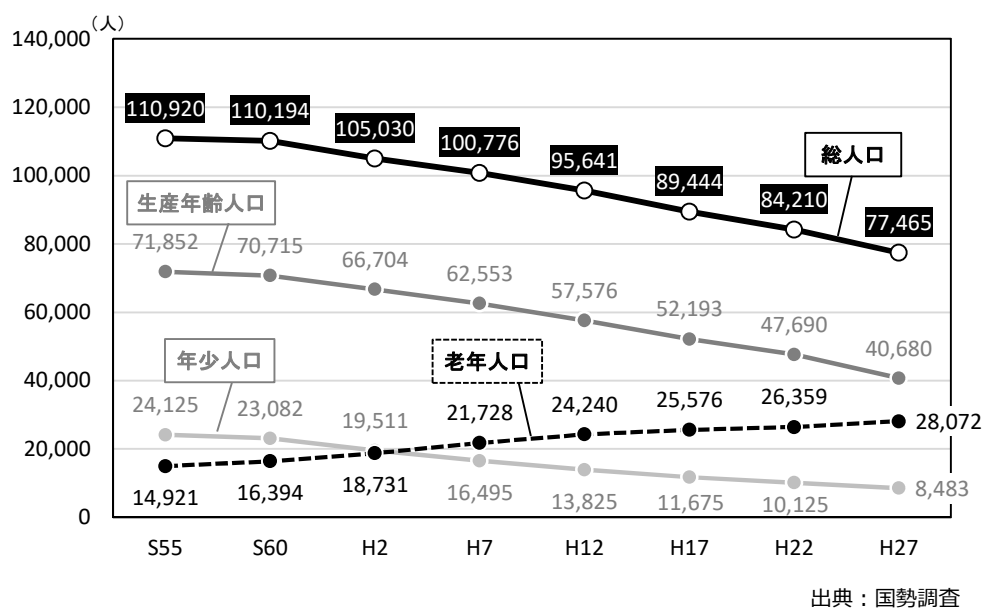
(3) 人口

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査では、77,465 人であり、昭和 55 年から一貫して減少傾向となっている。



<総人口の推移>

年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）に区分した年齢 3 区分別人口の推移をみると、昭和 55（1980）年以降、年少人口、生産年齢人口は減少し続けているが、老年人口は高齢化により増加が続いている。



<年齢 3 区分別人口の推移>

2 対象とする自然災害

(1) 過去の自然災害の発生状況

本市は、台風の常襲地帯で台風による災害、または梅雨、秋雨前線等での大雨による災害が多数ある。

<主な気象地象災害>

発生年月日〈原因〉	被害概要	気象資料
平成 27 年 (2015) 8 月 31 日～9 月 2 日 〈大雨・洪水〉	〔住家被害〕 床上浸水 5 棟、 床下浸水 30 棟 (その他建物 5 棟)	期 間 降 水 量 : 宇和島 188.0mm 最大 1 時間降水量 : 宇和島 64.5mm 最 大 風 速 : 宇和島 WSW7.2m/s (瞬間最大風速 W15.3m/s)
平成 28 年 (2016) 6 月 20 日 〈大雨・洪水〉	〔住家被害〕 床上浸水 3 棟、 床下浸水 28 棟 (その他建物 9 棟)	期 間 降 水 量 : 宇和島 138.5mm 最大 1 時間降水量 : 宇和島 39.0mm 最 大 風 速 : 宇和島 SSE5.8m/s (瞬間最大風速 SSE9.5m/s)
平成 28 年 (2016) 9 月 20 日 〈台風 16 号〉	〔住家被害〕 床上浸水 1 棟、 床下浸水 6 棟 (その他建物 1 棟)	期 間 降 水 量 : 宇和島 162.0mm 最大 1 時間降水量 : 宇和島 64.5mm 最 大 風 速 : 宇和島 WNW12.6m/s (瞬間最大風速 N20.2m/s)
平成 30 年 (2018) 7 月 5 日～7 月 8 日 〈平成 30 年 7 月豪雨 : 台風 7 号及び 梅雨前線等〉	〔人的被害〕 死者 13 名 (直接死 11 人、関連死 2 人)、 重傷 29 名 〔住家被害〕 全壊 76 棟、半壊 100 棟、 床上浸水 1,206 棟、床下浸水 1,078 棟	期 間 降 水 量 : 宇和島 381.5mm 最大 1 時間降水量 : 宇和島 59.5mm 最 大 風 速 : 宇和島 S 8.5m/s (瞬間最大風速 17.0m/s)

出典：宇和島市復興計画より作成



出典：宇和島市復興計画

<平成 30 年 7 月豪雨 喜佐方地区の浸水被害>

<地象災害> ※市内震度 4 以上

発生年月日〈原因〉	震度	県内の被害状況
平成 26 年（2014）3 月 14 日 〈伊予灘の地震〉	震度 5 弱：宇和島市 （震度 5 強：西予市）	軽傷 1 人、一部損壊 9 棟、その他建物被害 1 棟、学校被害 3 箇所、道路被害 2 箇所、崖崩れ 2 箇所、水道被害 77 戸
平成 27 年（2015）7 月 13 日 〈大分県南部の地震〉	震度 4：宇和島市 （震度 5 弱：西予市）	被害なし
平成 27 年（2015）7 月 24 日 〈愛媛県南予の地震〉	震度 4：愛媛県南予 （震度 4：東予）	被害なし
平成 28 年（2016）4 月 16 日 〈熊本地震〉	震度 4：宇和島市	被害なし

<津波>

発生年月日〈原因〉	津波警報	県内の被害状況
平成 23 年（2011）3 月 14 日 〈三陸沖の地震〉	津波警報	被害なし

出典：宇和島市復興計画より作成.

(2) 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある以下の2つの災害を対象とする。

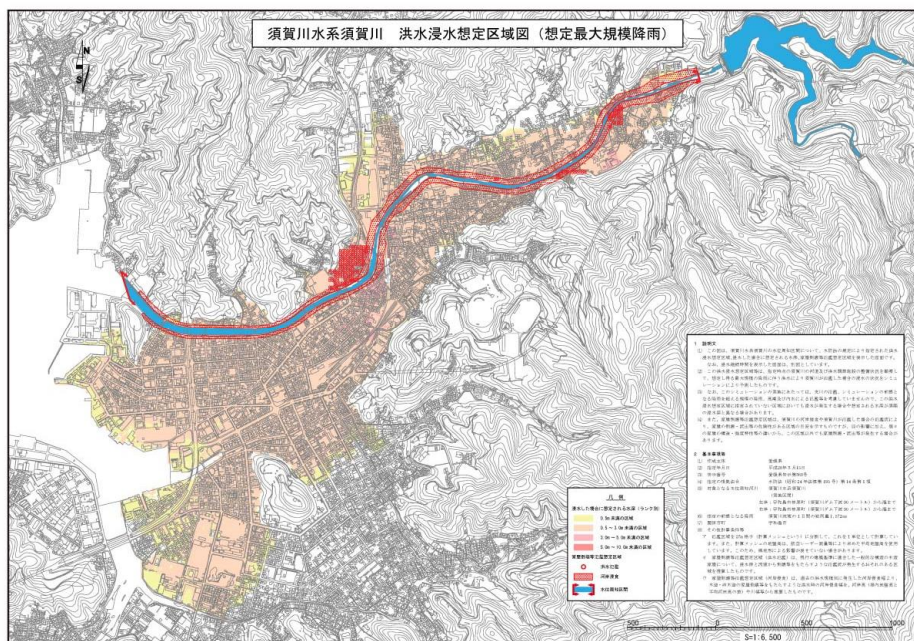
- ② 南海トラフ巨大地震

（３）被害想定

① 風水害

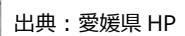
近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、愛媛県においては、水防法の規定により、須賀川において、想定最大規模の降雨（1日雨量 1,172 mm）を対象とした洪水浸水想定区域図の作成を行った。

また、令和 2 年に、岩松川（24 時間雨量 1,143 mm）、三間川（48 時間雨量 859 mm）、令和 3 年に、立間川（24 時間雨量 1,172 mm）の洪水浸水想定区域を指定し、3 河川の洪水浸水想定区域図を公表している。



出典：愛媛県 HP

＜須賀川洪水浸水想定区域図：平成 28 年 5 月 13 日指定＞



出典：愛媛県HP

出典：愛媛県HP

8

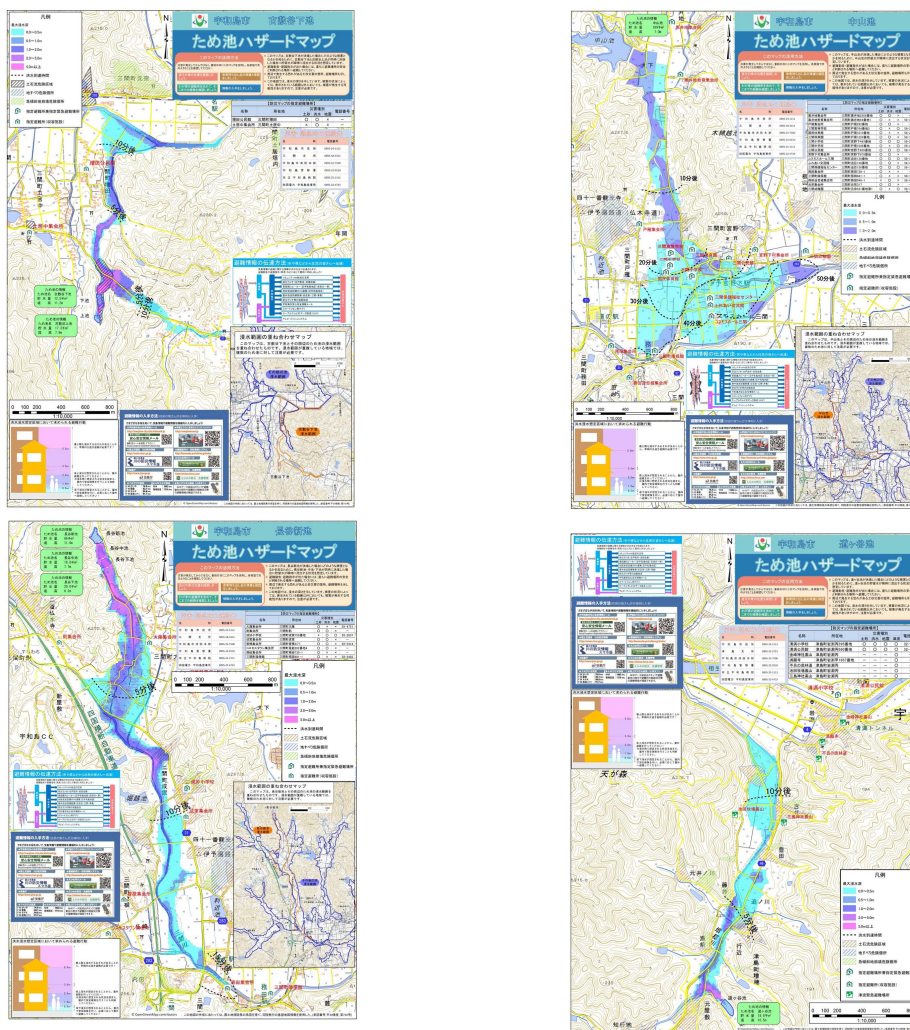
近年、度々、台風等の豪雨による浸水被害を受けており、地質上の特性や山間部に集落が点在しており、土砂災害警戒区域指定箇所数が 2,251 箇所、土砂災害特別警戒区域は 2,035 箇所ある状況（最新の指定年月日：令和 4 年 12 月 27 日）等から、土砂災害の危険箇所を非常に多く抱えている。

表 土砂災害警戒区域の指定箇所

指定区域							
急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
1,106	1,102	1,128	933	17	0	2,251	2,035

出典：愛媛県 HP

また災害時に、ため池が決壊による浸水被害が想定される範囲を示した「ため池ハザードマップ」を 140 箇所で作成している。

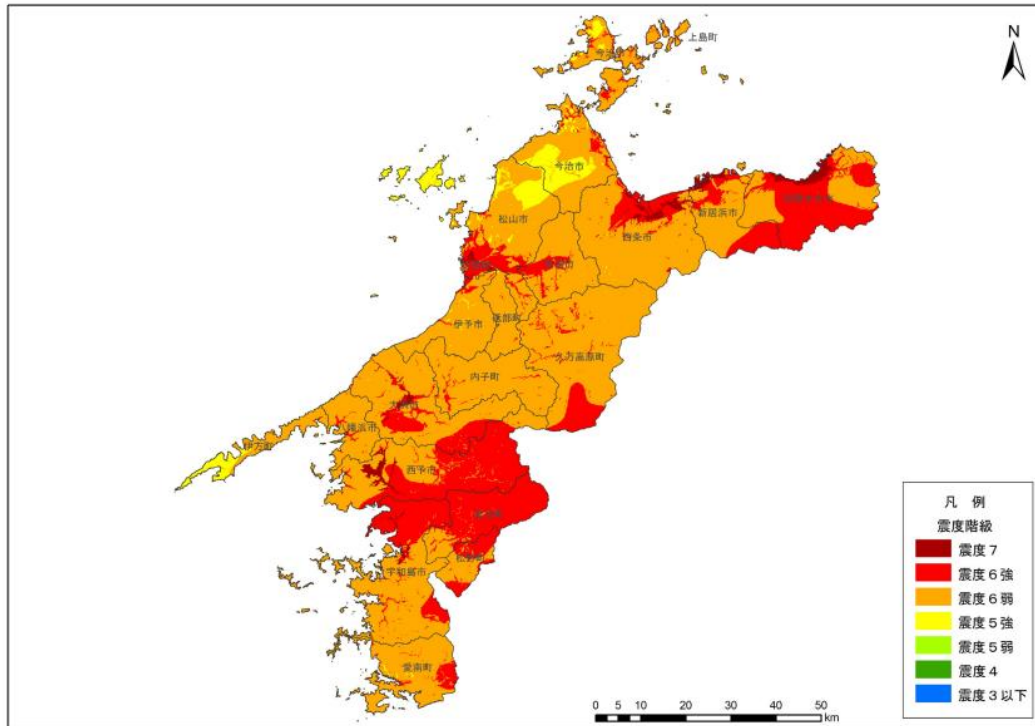


出典：宇和島市 HP

<宇和島市 ため池ハザードマップ例 (古敷谷下池、中山池、長谷新池、道ヶ谷池)>

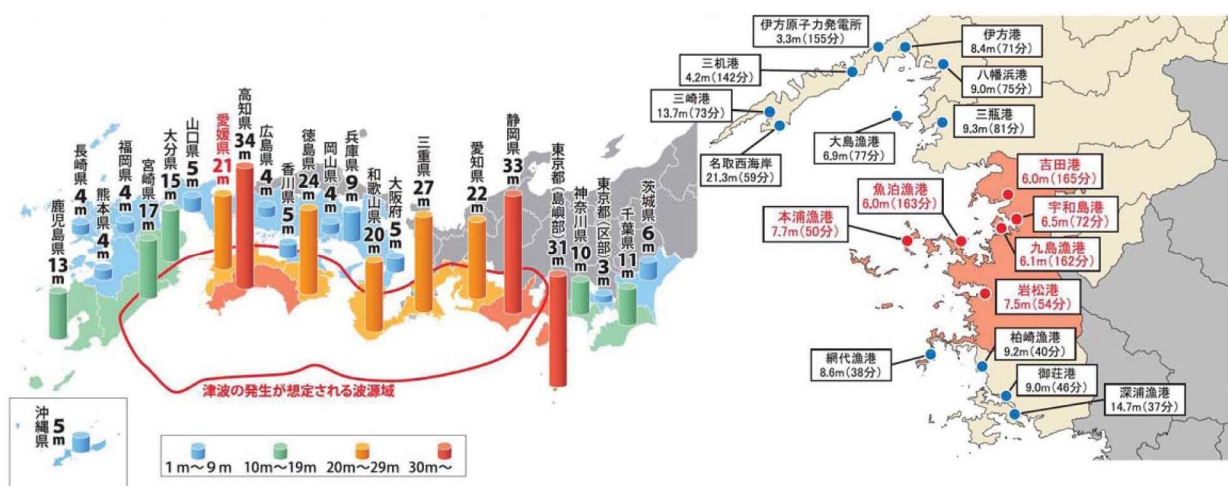
② 南海トラフ巨大地震

平成 25 年に愛媛県が発表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」による震度分布（重ね合わせ：県内全域）及び最高津波推移予測図は、次のとおりである。



出典：愛媛県地震被害想定調査結果報告書

＜南海トラフ巨大地震の震度分布＞



出典：中央防災会議資料

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

＜最高津波推移予測図＞

＜宇和島市周辺の最高津波推移予測図＞

（南海トラフの最大クラスの津波）

「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」において、愛媛県が試算した本市の被害想定は次のとおりである。南海トラフによる巨大地震（陸側ケース）が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊 32,473 棟（約 47.3%）・半壊 10,242 棟（14.9%）、死者 2,568 人（約 3.0%）と甚大な被害となることが想定されている。避難者（1 日後～1 か月後）についても、52,588 人（約 62.4%）～63,935 人（約 75.9%）の発生が想定されている。

<建物被害（冬 夕方 18 時 強風）※1>

総棟数 68,617 棟 木造建築物 50,996 棟

被害の要因	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
揺れ等	14,132	8,549
液状化	714	525
土砂災害	78	182
津波	9,111	986
火災焼失	8,438	—
合計	32,473	10,242
全半壊率	47.3%	14.9%

<人的被害（冬 深夜 強風）※1>

宇和島市人口 84,210 人※2

被災の要因	死者数（人）	負傷者数（人）	要救助者数（人）
建物倒壊 （うち屋内収容物の転倒等）	825 (41)	4,425 (609)	2,169 —
土砂災害	6	8	—
津波	1,444	29	208
火災	293	129	—
人的被害の合計	2,568	4,591	—

<避難者数（冬 夕方 18 時 強風）※1>

宇和島市人口 84,210 人※2

避難者の区分	1 日後	1 週間後	1 か月後
避難所への避難者数（人）	34,113	33,430	19,180
避難所外生活者（人）	18,475	13,659	44,755
避難者総数（人）	52,588	47,089	63,935

被害想定における設定

※1：（ ）内は発生時の季節、時間帯、風の強さを示す。

※2：平成 22 年の国勢調査による人口

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

ライフラインについては、上下水道、電力、固定電話、都市ガスに大きな被害が想定されている。

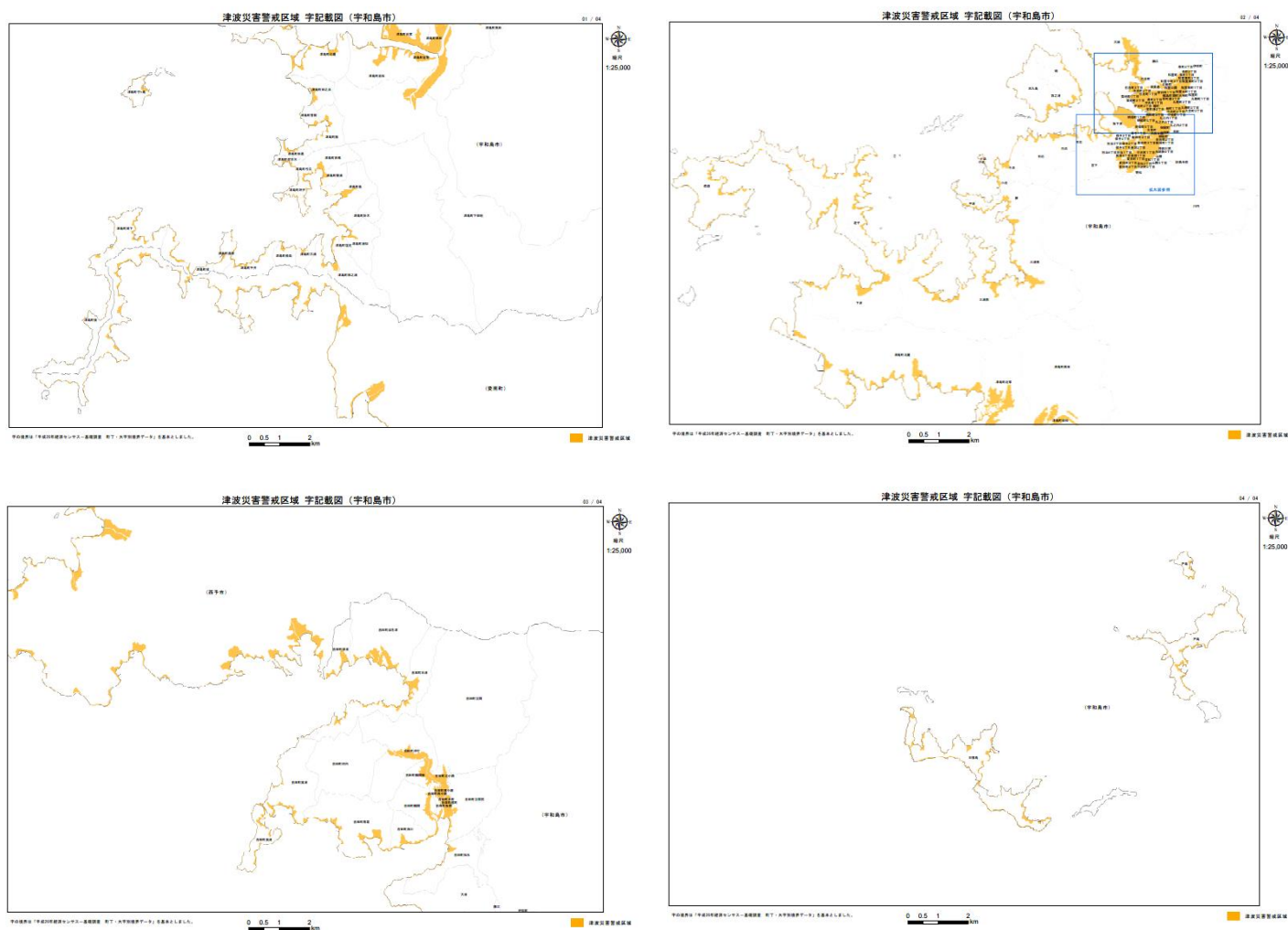
＜ライフライン被害（冬 夕方 18 時 強風）※1＞

被害の要因	直後	
	被害の計	率
上水道断水人口（人） [給水人口：85,153 人]	85,079	99.9%
下水道支障人口（人） [処理人口：18,933 人]	18,346	96.9%
電力停電数（軒） [電灯件数：49,850 軒]	48,977	98.2%
固定電話不通数（回線） [回線数：67,600 回線]	57,510	85.1%
都市ガス供給停止数（戸） [供給数：8,100 戸]	8,100	100.0%
LP ガス容器転倒数（戸） [消費者数：24,313 戸]	870	3.6%

※1：（ ）内は発生時の季節、時間帯、風の強さを示す。

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

また、令和 2 年 3 月に指定された「津波災害警戒区域」は以下の通り。



出典：愛媛県 HP

<宇和島市 津波災害警戒区域 位置図>

第3章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、国の国土強靱化基本計画を踏まえ、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標 (8 項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (30 項目)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (8 項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (30 項目)	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
	5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地、森林等の被害
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 脆弱性の評価

(1) 評価の方法

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策等を洗い出し、施策の進捗状況や今後の課題等を整理することにより、脆弱性の分析・評価を行った。

(2) リスクシナリオ及び個別施策分野ごとの脆弱性評価の結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

公共施設等の耐震化・防災対策

- 本庁舎及び各支所の庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点となる施設であるため、耐震基準を満たしていない庁舎の耐震化整備を進める必要がある。また、施設の定期的な保守・点検を実施し長寿命化を図る必要がある。【財政課】
- 大規模災害に備え、学校施設の耐震化等防災対策を推進する。また、早期に学校統廃合との方向性を決定する必要がある。【教育総務課】
- 公民館の耐震化計画を策定し、耐震化を進める必要がある。【生涯学習課】
- 会館施設について、計画的な施設の維持・管理をする必要がある。【企画課】
- 大規模災害に備え、市有施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。【文化・スポーツ課、人権啓発課】
- 大規模災害に備え、消防詰所の耐震化を進め、計画的な施設の維持・管理をする必要がある。また、大規模災害に対応できる耐震性に優れた吉田分署庁舎を整備する必要がある。【危機管理課、消防本部】
- 災害拠点病院である市立宇和島病院をはじめ市立 3 病院の医療機能を発揮するとともに、災害医療を継続するために必要な電気、水道、ガス等の確保や、非常用自家発電設備等の津波浸水対策をする必要がある。【病院局】
- 災害時の火災に備え、消防車両や消防資機材の計画的な整備・維持管理を行う必要がある。【消防本部、危機管理課】
- 大規模災害に備え、各施設の耐震能力を把握し、各災害に応じた避難体制を整備し、災害対応能力の向上を図る必要がある。文化財指定を受けている建築物については、一般建築物のような耐震化を図ることが困難である。【文化・スポーツ課】

民間住宅等の耐震化・防災対策

- 民間木造住宅の耐震改修工事等への補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を実施することにより、住宅の耐震化を促進する必要がある。【建築住宅課】
- 自治会管理施設について、計画的な施設の維持・管理を実施できるよう補助金を交付する必要がある。【市民課】
- 避難路等に面して設置されている民間の危険なブロック塀等の除却や建替費用の一部補助を継続することにより、ブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。【建築住宅課】
- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕

等を促進する必要がある。【高齢者福祉課】

- 高齢者施設等における災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。【高齢者福祉課】

社会インフラの防災対策

- 下水道による都市浸水対策達成率の向上のため、下水道施設の計画的な設備整備・管理を行い、内水排除や応急対応に必要な防災体制を推進する必要がある。【都市整備課】
- 老朽化した橋梁の修繕による機能回復や、幹線道路上の橋梁の耐震化について、計画的に行う必要がある。【建設課】
- 老朽化している港湾施設等を修繕し、機能回復と長寿命化を図る必要がある。【建設課】
- 中心市街地のほぼ中央の丘陵地に立地する国指定史跡の宇和島城（城山）は、巨大地震時の避難場所として利用されることが想定されることから、避難路としての機能も併せ持つ管理用道路の整備を行う必要がある。【文化・スポーツ課】
- 老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う必要がある。【保険健康課】
- 災害時の火災に備え、防火水槽（水利）の耐震化を促進する必要がある。【危機管理課】
- 市内事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を働きかけ、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。実施にあたっては、商工会議所や商工会との連携をする必要がある。【商工観光課】

市民・民間施設等の災害対応能力の向上

- 大規模災害発生時による被害を最小限に抑えるため、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。【危機管理課】
- 大規模盛土造成地に対する防災意識の向上、危険な盛土地に対する事前対策をする必要がある。【都市整備課】
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、「自助」を推進する必要がある。【危機管理課】
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
市庁舎・支所の箇所数に対する耐震化率（財政課）	50%
小中学校施設の耐震化率（教育総務課）	96.1%
県立学校の耐震化率（教育総務課）	100%
公民館（生涯学習施設）の耐震化率（生涯学習課）	78.8%
自治会管理施設の耐震化率（市民課）	48.2%
会館施設（南予文化会館及びコスモスホール三間）の耐震化率（企画課）	100%
市有文化施設の耐震化率（文化・スポーツ課）	86%

指標	現状値
市有文化施設の耐震化率（人権啓発課）	
・地方改善集会所（全 7 施設）	57.1%
・社会教育集会所（全 3 施設）	33.3%
・社会福祉施設（全 3 施設）	100%
市有観光施設の耐震化率（商工観光課）	72.7%
消防団詰所等の耐震化率（危機管理課）	69%
消防庁舎の耐震化率（消防本部）	100%
病院施設の延床面積に対する耐震化率（病院局）	(H29.2)
・市立宇和島病院	100%
・市立吉田病院	50.8%
・市立津島病院	100%
広報車・指令車（消防団）の配備数（危機管理課）	5 台
可搬型小型動力ポンプ（B 級）配備数及び配備率（危機管理課）	130 台（100%）
市有文化施設の管理用道路の整備率（文化・スポーツ課）	100%
防火水槽（水利）の整備数及び耐震化の割合（危機管理課）	167 基（2.4%）
商工業事業者の事業継続計画（BCP）作成数（商工観光課）	2 者
住宅の耐震化率（建築住宅課）	68.9%（H25）
ブロック塀等の安全対策への累計補助件数（建築住宅課）	7 件(H31)
南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数（危機管理課）	未実施
大規模盛土造成マップの作成率（都市整備課）	100%
ハザードマップ（雨水内水）の作成率（都市整備課）	11%
シェイクアウト訓練の実施回数（危機管理課）	1 回/年

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

津波避難計画等の策定

- 救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。関係機関からの情報収集や共有体制をソフト・ハード面において整備、確立する必要がある。【危機管理課、消防本部】
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が指定する「津波災害警戒区域」を参考に「事前避難対象地域」を指定し、同法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、市民の命を守る対策を行う必要がある。【危機管理課】

災害医療および医療救護活動における防災対策

- 災害時における具体的対応について定め、災害医療が行えるよう訓練を実施する必要がある。災害対策マニュアルを定期的に見直す必要がある。【保険健康課、病院局】
- 災害時の保健活動や医療救護活動を円滑に行うために、医師会、薬剤師会、消防、行政間で、対応策の確認と意見交換を継続的に行う必要がある。【保険健康課、病院局】

海岸保全施設や社会インフラの防災対策（整備・耐震化）

- 津波、高潮、波浪による被害を防ぐため、海岸保全基本計画等に基づき海岸保全施設の整備を推進する必要がある。【水産課】
- 災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化や、橋梁、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。また、避難路となる狭隘な道路の拡幅や、人や物資を輸送する緊急輸送道路の適切な維持管理を継続する必要がある。【建設課】
- 大規模災害に対応できる耐震性に優れた消防本部（宇和島消防署）庁舎及び津島分署庁舎を津波浸水想定区域外に整備する必要がある。【消防本部】
- 大規模津波等により津波避難ビル等に孤立した避難者への対策として、緊急消防援助隊の円滑な受け入れのための体制を整備する必要がある。救助活動、孤立者への物資投入等の活動においては、航空部隊との連携を強化する必要がある。【消防本部】
- 津波浸水想定区域における活動の円滑化のため、救命ボート等の整備数を増加する必要がある。【消防本部】
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。同時に、避難行動を可能とするため住民の防災意識の向上を図る必要がある。【建設課、危機管理課】
- 避難路は未整備箇所が多いため、箇所の選定を行い、整備を促進し、適切な維持管理をする必要がある。【危機管理課】
- 特に沿岸部の指定避難所では津波と土砂災害時に使用できない施設が多く、避難先を確保する必要がある。【危機管理課】

住民の避難対策（早期避難の徹底）

- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。【危機管理課】
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や避難地（津波避難ビル等）を確保するとともに、実効性のある訓練を実施していく必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
緊急消防援助隊等訓練の実施回数（消防本部）	1回/年
事前避難対象地域の指定・見直し（危機管理課）	未指定
津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定・見直し	未策定
南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数（危機管理課）	未実施
病院施設の災害対策マニュアル作成率（保険健康課、病院局）	策定済（H22）
病院施設での津波避難訓練の実施回数（病院局）	1回/年
海岸保全施設の（耐震化）整備率（水産課）	未実施
緊急輸送道路の整備率（建設課）	100%
消防庁舎の津波浸水想定区域外への移設整備率（消防本部）	0%
指定緊急避難場所の指定数（危機管理課）	75箇所
津波緊急避難場所の指定数（危機管理課）	456箇所

指標	現状値
津波緊急避難路等整備事業補助金の申請件数（危機管理課）	累計 31 件（H27～R1）
防災マップ（土砂、地震・津波）の作成率・見直し（危機管理課）	100%（R2）
液状化マップの作成・公表（危機管理課）	100%（R1）
津波避難ビルの指定箇所数（危機管理課）	23 施設
全市対象の地震津波避難訓練の実施回数・参加人数（危機管理課）	1 回/年・約 6,000 人
地域で実施する津波避難訓練の実施団体数（危機管理課）	10 団体/年（H31）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

河川構造物や排水施設等の整備、維持管理

- 河川管理者・県・市等からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、大規模氾濫に備えた減災対策等を共有し、中小河川を含めた河川において、あらゆる関係者が協働で取組む流域治水を踏まえたハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。【危機管理課】
- 「水防協議会」を定期的に開催し、河川・海岸の洪水、津波・高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための対策を計画的に実施する必要がある。【危機管理課】

土砂災害防止施設の防災対策

- がけ地カルテを作成する必要がある。【建設課】

ため池等農業用施設等の対策

- ため池が決壊した場合に、下流域に人的な被害を与えないよう改修等によりため池施設の整備を行う必要がある。【農林課】
- ハザードマップの浸水想定区域内における災害の発生リスクを周知し、避難対策の推進を図る必要がある。【農林課】

情報伝達体制の強化

- 観光案内看板を活用して、地域住民や観光客に災害予想区域や避難所情報を発信する必要がある。実施にあたっては、観光物産協会との連携や、民間設置の看板を活用する必要がある。【商工観光課】

住民の避難対策（ハザードマップの作成・周知）

- 大規模災害発生時による被害を最小限に抑えるため、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。【危機管理課】
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。【危機管理課】
- 水位周知河川以外の中小河川など洪水浸水想定を示すことが困難な箇所の避難判断や地域住民への防災啓発を行う必要がある。【危機管理課】

○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行っている。今後は避難行動要支援者の情報提供同意者の拡大と個別支援計画を作成する必要がある。

【福祉課、危機管理課】

○防災教育の充実を図るとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士等と協力して地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。【危機管理課】

○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成・避難訓練の実施指導を引き続き行う必要がある。【高齢者福祉課、福祉課、こども家庭課、保険健康課、学校教育課、危機管理課】

指標	現状値
大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催（危機管理課、水産課、建設課）	2 回/年
水防協議会の開催及び水防計画の見直し（危機管理課）	1 回/年
がけ地カルテの作成数（建設課）	未整備
災害想定区域・避難所情報入り観光案内サインの設置数（商工観光課）	0 箇所
再掲：防災マップ（土砂、地震・津波）の作成率・見直し（危機管理課）	100%（R2）
ハザードマップ（洪水、高潮）の作成数（危機管理課）	1 河川
避難行動要支援者名簿の更新（福祉課）	2 回/年
避難行動要支援者の個別計画登録数（福祉課）	213 人（R2.8）
教職員の防災士資格取得者数（危機管理課）	87 人（R2.11）
要配慮者利用施設における避難確保計画（洪水）の作成率（危機管理課）	（R2.10）
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課）（全 54 施設）	85.2%
・医療施設（保険健康課）（全 0 施設）	—
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）（全 10 施設）	100%
要配慮者利用施設における避難確保計画（土砂）の作成率（危機管理課）	（R2.12）
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課）（全 62 施設）	82.3%
・医療施設（保険健康課）（全 16 施設）	81.3%
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）（全 30 施設）	100%

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

非常用備蓄の促進

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備を促進する必要がある。【高齢者福祉課】
- 市備蓄計画に基づき、被災者支援のための水や食料等の計画的な備蓄・更新を行っている。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する必要がある。【危機管理課】
- 災害時における学校給食センターの施設機能を維持するため、非常用発電設備を整備する必要がある。【学校給食センター】

支援物資・エネルギー供給の受入体制等の整備

- 災害時における飲料水や資機材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、定期的に連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。【危機管理課】
- 防災に係る「公助の限界」を補い、大規模災害時における災害対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定の締結を促進する必要がある。【危機管理課】
- 避難所運営委員会を設立し避難所における支援物資の配給・管理についてのマニュアルを作成しているが、様々な災害に応じたマニュアルを整備する必要がある。【生涯学習課】

輸送路の確保等

- 緊急輸送道路の適切な維持管理をする必要がある。【建設課】
- 災害時に孤立する可能性のある集落への緊急車両（大型消防車等）の到達を可能とするため、拡幅をはじめとする市道整備をする必要がある。【建設課】
- 優先順位を考慮し、橋梁の耐震化を進める必要がある。【建設課】

水道施設の耐震化等

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化等老朽化対策を着実に推進する必要がある。【水道局】
- 長期間に渡る上水道の機能停止に備え、生活用水（飲料水含む）の確保のため、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。【水道局】

指標	現状値
高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備率（高齢者福祉課）	0箇所（調査予定）

指標	現状値
水・食料の備蓄率（危機管理課）	100%
地域貢献型自動販売機の設置数（危機管理課）	25 箇所
災害時に活用できる学校給食センター数（学校給食センター）	0 箇所
災害時応援協定（物資・エネルギー供給協力）締結数（危機管理課）	26 事業者
災害時応援協定（物資・エネルギー供給協力）締結数（危機管理課）	6 団体
緊急輸送道路の整備率（建設課）	100%
孤立可能性のある集落数（建設課）	51 集落
道路幅員が 3.5m以上の市道全体の整備率（建設課）	35.8%
橋梁の耐震化数（建設課）	0 橋
耐震性貯水槽設置数（水道局）	3 箇所

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

道路や港湾等における防災対策の強化

- 災害時に孤立する可能性のある集落への緊急車両（大型消防車等）の到達を可能とするため、拡幅や災害防除をはじめとする市道整備をする必要がある。【建設課】
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、背後集落の安全確保を含め、漁港施設の耐震・耐津波強化対策等を推進する必要がある。【水産課】
- 孤立想定地域における既存のヘリコプター臨時離着陸場の維持管理を行うとともに、新しい場所の調査・整備を行う必要がある。【消防本部、危機管理課】

孤立地域発生時の早期の復旧体制の整備

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、周辺市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期復旧・早期啓開体制を整備する必要がある。【企画課、建設課】

孤立地域対策の充実

- 災害時等通信網の寸断や輻輳が発生した場合に備え、災害情報等の断絶などの孤立が想定される地区に対して必要な通信手段を整備している。定期的な孤立想定地域の見直しの把握をする必要がある。【デジタル推進課、危機管理課】
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、孤立地域が発生することを想定し、各地区に備蓄物資を分散し、適切な備蓄管理体制を維持する必要がある。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
道路幅員が 3.5m以上の市道全体の整備率（建設課）	35.8%
機能強化を図った漁港数（水産課）	1 漁港
孤立想定地域における飛行場外臨時離着陸場の整備数（消防本部）	7 箇所
孤立想定地域のうち複数の通信手段の整備率（危機管理課、デジタル推進課）	100%
孤立想定地域における水・食料・資機材等の備蓄率（危機管理課）	100%

指標	現状値
孤立想定地域における飛行場外臨時離着陸場（防災ヘリ・ドクターヘリ）の整備数（危機管理課）	7箇所

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

救助・救急機関等との連携強化

- より多くの消防団員の確保に向け、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を行う機能別消防団員制度により、消防団員数の安定化や災害等現場で不足する消防力の補完を図る必要がある。【危機管理課】
- 大規模津波等により津波避難ビル等に孤立した避難者への対策として、緊急消防援助隊の円滑な受け入れのための体制を整備する必要がある。救助活動、孤立者への物資投入等の活動においては、航空部隊との連携を強化する必要がある。【消防本部、危機管理課】
- 消防職・団員の訓練を充実させるとともに、協定に基づく他機関等と連携した各種訓練を実施することで災害対応能力の向上を図る必要がある。【危機管理課】

警察・消防施設の耐震化や資機材等の充実

- 大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、自主防災組織等が使用できる救助資機材を配備する必要がある。【危機管理課】
- 大規模自然災害等により、無線通信施設が被害を受けた場合に備えたバックアップ施設・設備の整備及び消防救急無線の運用方法を確立する必要がある。【消防本部】
- 防災拠点となる公園として丸山公園を整備済であるが、公園自体の被災、接続道路の被災を想定した対応を検討する必要がある。【都市整備課、危機管理課】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに、消防詰所の老朽化に伴う更新を計画的に実施し、耐震化を進める必要がある。【危機管理課】
- 大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防団における救助資機材搭載可能な車両を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う必要がある。【危機管理課】
- 消防団の装備基準に基づき、計画的に装備品等を整備する中で、トランシーバー等の通信手段の整備を進めている。引き続き、各団員が使用方法を熟知する訓練をする必要がある。【危機管理課】
- 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する必要がある。【危機管理課】
- 既存のヘリコプター臨時離着陸場の維持管理を行うとともに、新しい場所の調査を行う必要がある。【消防本部、危機管理課】

自主防災組織、事業所等の救助・救急活動

- 大規模災害時には警察や消防等の活動は制限され、自主防災組織や防災士等地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して市民の防災力向上を図る必要がある。【消防本部、危機管理課】

- 今後、起こりうる災害に備え、宇和島市 NPO 登録団体及び中間支援組織との連携強化に向けて、平時から顔の見える関係づくりができるような支援を行う必要がある。【市民課】
- 地震、津波が発生した際に住民が、「命を守る行動」をとることができるよう、地震津波避難訓練を継続して行う必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
消防団員の条例定数（2,184 人）に対する実員数の割合（危機管理課）	93.4%
津波避難ビル等で孤立した避難者に対する救助体制の整備（消防本部）	0%
愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数（消防本部）	0 回
緊急消防援助隊の市域内応援における訓練回数（消防本部）	0 回
災害時応援協定（救助・救急活動）の締結数（危機管理課）	1（R2）
消防庁舎の整備数及び耐震化率（消防本部）	3 署所 100%
消防救急無線のデジタル化率（消防本部）	100%
防災拠点となる公園の整備率（都市整備課）	整備済（H18）
救助機関（消防・警察）の受入拠点数（消防本部、危機管理課）	14 箇所
再掲：消防団詰所等の整備数及び耐震化率（危機管理課）	123 棟（69%）
消防団車両の整備計画に基づく整備台数及び整備率（危機管理課）	128 台（100%）
消防団の資機材配備計画に基づくトランシーバー配備率（危機管理課）	0 台（0%）
防火水槽（水利）の設置数（危機管理課）	167 箇所
飛行場外臨時離着陸場の整備数（消防本部、危機管理課）	20 箇所
防災出前講座の実施数（危機管理課）	98 回（H31）
市内 NPO 登録団体数（市民課）	60 団体
地震津波避難訓練参加人数（危機管理課）	約 6,000 人
全市対象の地震津波避難訓練の実施数（危機管理課）	1 回/年

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者等への対策

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。【商工観光課】
- 大地震等による、帰宅を断念した場合などで行き場がないときに、帰宅困難者が待機できる場所を提供することを目的とした施設と事前協定を締結する必要がある。【危機管理課】
- 多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、行政機関や駅、商業施設、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保の訓練を実施する必要がある。また、帰宅困難者数の想定などの作業を行う必要がある。【危機管理課】
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。【危機管理課】

公共交通機関等との連携強化

○大規模災害発生時等において帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業者等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数（危機管理課）	未締結
帰宅困難者向けリーフレットの作成（危機管理課）	未作成
帰宅困難者対策訓練の実施（危機管理課）	未実施
災害時帰宅支援ステーション数（危機管理課）	未設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

災害時の医療体制等の充実強化

- 災害医療を継続するために必要な電気、水道、ガス等の確保や、非常用自家発電設備等の津波浸水対策を行う必要がある。【病院局】
- 災害時における具体的対応について定め、災害医療が行えるよう訓練を実施する必要がある。災害対策マニュアルを定期的に見直す必要がある。【病院局】
- 災害時多数発生する傷病者、入院患者及び医療従事者に対する災害用備蓄食品を確保する必要がある。【病院局】
- 市立宇和島病院、医師会、保健所と連携するため、各団体の行う防災訓練への積極的に参加する必要がある。また、マニュアル、要領に基づく机上訓練を実施する必要がある。【保険健康課】
- 老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う必要がある。また、修繕の必要な箇所を早期発見する必要がある。【保険健康課】
- 国保診療所において、災害発生時の医療資器材の持ち出し袋を配備し、島しょ部における緊急時の医療提供体制を図る必要がある。また、医薬品等の使用期限を確認する必要がある。【保険健康課】
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。【危機管理課】

保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- 災害時の保健衛生活動が円滑で効果的に実施できるよう、県等と連携し、体制強化を図る必要がある。【保険健康課】
- 災害時に支援が必要な要支援者等に対して、必要な支援を行うことができるよう、市、社会福祉協議会、市内福祉施設等の連携強化や人材育成等を行う必要がある。【福祉課、高齢者福祉課】

エネルギー供給の長期途絶対策

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、医療・保健・福祉施設等の公共施設における自家発電施設等の設置を図るとともに、市内の関係事業者に対する啓発を行う必要がある。【高齢者福祉課、

指標	現状値
----	-----

福祉課、保険健康課】	
市立 3 病院の延床面積に対する耐震化率（病院局）	(H29.2)
・市立宇和島病院	100%
・市立吉田病院	50.8%
・市立津島病院	100%
市立宇和島病院の事業継続計画（BCP）策定状況（病院局）	策定済（R3.1）
市立 3 病院の災害対策マニュアルの策定状況（病院局）	策定済（H22）
市立 3 病院の災害備蓄計画の策定状況（病院局）	策定中
市立 3 病院の食料備蓄量（病院局）	3 日分
市立 3 病院の災害対策訓練の実施（病院局）	1 回/年
医療施設の耐震化率（保険健康課）	37.2%
医療資器材の持ち出し袋（保険健康課）	確認済
E M I S 等を活用した訓練の実施回数（保険健康課）	12 回/年
薬品会社等との医療・保健・福祉物資の供給に関する協定数（危機管理課）	1（R2）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

疫病・感染症等対策の整備

- 大規模災害に備え、下水道施設の計画的な設備整備・管理を行い、防災体制の整備を推進する必要がある。【都市整備課】
- 疫病・感染症対策等の体制を整備する必要がある。【生活環境課】
- 定期予防接種の実施結果を行政システムに入力し、適切に管理を行う必要がある。また、新興感染症が発生した場合の住民接種会場を選定する必要がある。【保険健康課】
- 非常時に備え、医師会、薬剤師会、消防、行政で、対応策の確認を行う必要がある。【保険健康課】
- 避難所等に設置する仮設トイレが不足する場合には、他自治体や関係事業者団体との連携を密にし、仮設トイレを確保する必要がある。【生活環境課】
- し尿処理施設の稼働状況について確認し、必要な対応を調整・協議する必要がある。【生活環境課】
- 汚水処理人口普及率向上に向け、「単独浄化槽、汲取り便槽」から「合併浄化槽」への改造を推進する必要がある。【都市整備課】
- 災害時においても被害を最小限に留め、継続した業務を可能とするため、長寿命化総合計画に基づき、維持管理データの蓄積を行い、計画的な予防保全を行う必要がある。【広域事務組合】

遺体の措置対策等の体制整備

- 遺体対策等の体制を整備する必要がある。【生活環境課】
- 大規模災害等が発生し、多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、斎場 2 施設の人員配置等の体制を構築する必要がある。また、「広域火葬体制」に係る県からの応援要請に対する受援体制の整備及び県内市町との連携を図る必要がある。【生活環境課】

指標

現状値

下水道汚水処理人口普及率（都市整備課）	22.3%
定期予防接種の実施結果のシステム管理状況（保険健康課）	実施
医師会、薬剤師会、消防、行政による打合会の実施状況（保険健康課）	1 回/年
汚泥再生処理センターの長寿命化総合計画の策定状況（広域事務組合）	策定済（H29）
汚泥再生処理センターの整備状況（広域事務組合）	毎年実施
火葬炉の維持修繕の実施状況（生活環境課）	毎年実施

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所運営体制の強化、避難所環境の向上

- 指定緊急避難場所、指定避難所等の避難場所を確保し、避難場所表示看板の設置や防災訓練の実施など普段から住民に周知する必要がある。避難所運営マニュアルの策定に際しては、女性の視点を取り入れるとともに、高齢者、子ども及び障がい者等の避難行動要支援者へ配慮した避難所のあり方や対応について検討する必要がある。【危機管理課】
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組み、市民の防災意識の向上を図る必要がある。【危機管理課】
- 災害に対応するため、自主防災組織の組織率 100%を目指すとともに、自主防災リーダーの育成に努め、避難所の運営について、自主防災会や防災士と連携し、地域で自主運営できるようになることを目指す必要がある。【危機管理課】
- 災害に対応するため、避難所運営に必要な衛生環境保持を含む備蓄資機材の充実を図り、生活環境の向上を推進する必要がある。【危機管理課】
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。【危機管理課、生涯学習課】
- 自主防災組織や施設管理者が主体となり、地域の実情に応じた避難所単位の避難所運営マニュアルの作成を進める必要がある。【危機管理課、生涯学習課】
- 各地域で住民主体の避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行う必要がある。【危機管理課】
- 避難所開設訓練を実施する必要がある。【生涯学習課、危機管理課】
- 災害の規模・状況に応じて市外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う必要がある。【危機管理課】
- 避難行動要支援者の避難を的確に実施するため、消防団、自主防災組織、自治会、防災士連絡会等に避難行動要支援者名簿状況を提供するとともに、研修や訓練等を実施するなど避難支援体制を整備する必要がある。【福祉課、危機管理課】
- 災害時において、要配慮者が避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況とならないよう、地域コミュニティにおける自助・共助による支援体制を構築する必要がある。【福祉課、こども家庭課、危

機管理課] ○被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう備蓄場所にて適切に管理する必要がある。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する必要がある。【危機管理課】 ○指定避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等の防災資機材の充実を図る必要がある。【危機管理課】 ○主要な避難所へ分散備蓄を行っているが、災害発生時に避難所へ物資を速やかに配送するため、備蓄庫の増設を検討する。民間の空き倉庫の賃貸あるいは拠点となる備蓄倉庫の整備についても検討する必要がある。【危機管理課】 ○家庭における備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄を確保する必要がある。【危機管理課】	
福祉避難所の指定促進、運営体制の支援	
○福祉避難所に従事する人員を確保する必要がある。【高齢者福祉課】 ○福祉避難所において、訓練に必要な資機材を整備することで定期的な実働訓練を行う必要がある。また、未協定施設に対しても継続的に事業趣旨理解を求め、福祉避難所の拡充を図る必要がある。【高齢者福祉課、危機管理課】	
保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化	
○避難所における認知症患者の行動により、避難所内での誤った偏見や批判を生まないため、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の育成を図る必要がある。【高齢者福祉課】	
下水道対策による衛生面の悪化防止	
○環境衛生面の維持には、下水道の役割は大きく、下水管渠の耐震化等に取り組む必要がある。【都市整備課】 ○大規模災害時の下水機能の不全に備え、避難所等へ簡易トイレや仮設トイレ等を迅速に供給できる体制を整備する必要がある。【生活環境課、危機管理課】	
指標	現状値
避難所運営マニュアル（基本モデル）の策定・見直し状況（危機管理課）	策定済（H28）
避難所運営マニュアルの策定数（危機管理課、生涯学習課）	0 施設
防災士資格取得者数（危機管理課）	800 人（R1）
自主防災組織の組織率（危機管理課）	92.4%（R1）
防災士連絡会員による避難所運営訓練回数（危機管理課）	－
避難所運営リーダーの養成の実施状況（危機管理課）	H30：3 名、R1：2 名
避難所運営に関する住民等への説明会・訓練回数（危機管理課）	0 施設・0 回/年
避難所開設訓練の実施状況（危機管理課）	未実施
救援物資受入拠点の確保数・見直し（危機管理課）	3（R2）
（救援物資の）受入訓練の実施（危機管理課）	未実施
宇和島市避難行動要支援者避難支援プランの策定状況（福祉課）	策定済（H22）
避難行動要支援者名簿の更新・提供（福祉課、危機管理課）	2 回/年

指標	現状値
避難行動要支援者の個別計画作成数（福祉課）	213 人（R2.8）
要配慮者避難支援に取り組む地域組織を支援した回数（危機管理課）	1 回/年
市備蓄計画に基づく備蓄量及び充足数（水・食料・資機材等）（危機管理課）	（R2.3）
・ 水（目標数 105,000ℓ）	77%
・ 食料（目標数 78,460 食）	100%
・ 資機材（毛布）（目標数 8,500 枚）	77%
・ 資機材（簡易トイレ）（目標数 267 基）	100%（88 施設）
指定避難所における非常用電源（発電機含む）の配備数（危機管理課）	96 施設
トイレカー（2 室型・多機能型）の整備数（危機管理課）	3 台（R3.3）
基幹避難所における備蓄倉庫数（危機管理課）	38 箇所
福祉避難所の設置・運営に関する協定数（高齢者福祉課、危機管理課）	15 箇所（R3.3）
民間企業・団体等との避難所運営等に関する応援協定数（危機管理課）	7 企業等
福祉避難所の指定数（高齢者福祉課、福祉課）	9 箇所
認知症サポーター受講者数（高齢者福祉課）	11,133 名（R2.3）

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政機能の確保（業務継続計画（BCP）の作成・推進）

- 災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、最新の知見等を踏まえ、適切に業務継続計画（BCP）の改定を行う必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害時の拠点となる庁舎が被災した場合、災害対策本部を行う代替機能を持った庁舎等に関しては、業務継続計画（BCP）で位置づけている必要がある。しかし、代替庁舎等は、どれも脆弱で十分な機能を果たすことは困難であり、電源や本部会議室等については、庁舎改修の完了を待つことになる。丸山クラブハウスが災害対策本部の代替機能を果たせるよう整備を行う必要がある。【危機管理課、文化・スポーツ課】
- 大規模地震災害発生時や風水害対応の初動段階から事態安定期に至るまでの時期において、市職員が勤務時間内外にかかわらず、速やかに初動体制を確立し、的確な対応が遂行できるよう、災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示すことを目的とし初期対応マニュアルの適切な改定と内容を職員に周知する必要がある。【危機管理課】
- 災害対策本部の要員に対し、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練等の様々な訓練を継続して行うとともに、職員の防災士の資格取得を促進する必要がある。【危機管理課】

行政機能の確保（庁舎の耐震化等）

- 本庁舎及び各支所の庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点となる施設であるため、耐震基準を満たしていない庁舎の耐震化整備を進める必要がある。【財政課】
- 大規模災害時に拠点となる災害対策本部・支所部を設置する本庁舎及び各支所の非常用電源等の整備を進めており、今後は定期的な点検及び試験運転等を実施し、災害時に備える必要がある。【財政課】
- 大規模災害時に必要となる燃料等を確保するため、関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を構築する必要がある。【財政課】
- 大規模災害に備え、学校施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。また、早期に学校統廃合と方向性を決定する必要がある。【教育総務課】
- 大規模災害に備え、市有の文化・体育施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。【企画課、文化・スポーツ課】
- 公民館の耐震化計画を策定し、耐震化を進める必要がある。【生涯学習課】
- 庁舎内の非構造部材の耐震化を進めるとともに、ロッカー等の転倒防止対策を行う必要がある。【財政課】

行政機能の確保（災害対策本部の機能強化）

- 大規模災害時に、市関係部署や国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確に対応するため、

定期的に、市防災会議の開催や県防災訓練への参加を実施する必要がある。【危機管理課】 ○本市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。【総務課】 ○災害時における対応に支障をきたさないようにするため、他自治体との災害時における相互応援協定の締結を促進する必要がある。【危機管理課】 ○災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害対策本部訓練を継続的に実施する必要がある。【危機管理課】 ○大規模災害時の拠点となる本庁舎や支所等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。また、物資の保管スペースに限界があるため、適切に管理が行えるよう備蓄倉庫の整備検討をする必要がある。【危機管理課】 ○大規模災害時（避難情報発令時）に、要配慮者等に対する迅速かつ安全な避難支援のため、福祉タクシー業者等による輸送実施を可能とする体制を整備する必要がある。【危機管理課】	
行政機能の確保（通信・情報共有システムの充実）	
○災害時に自庁舎が被災しても、ICT 資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保するために、ICT－BCP を最新の知見等を踏まえ策定する必要がある。【危機管理課、デジタル推進課】 ○定期的に外部データセンターにおけるバックアップ状況について把握する必要がある。【デジタル推進課】 ○老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う必要がある。【保険健康課】 ○被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。【危機管理課】 ○大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。【危機管理課】 ○大規模災害発生時に、学校施設の被災状況を速やかに確認する方法として防犯カメラを設置する必要がある。【教育総務課】	
治安の維持	
○災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。【危機管理課】	
指標	現状値
自治体の業務継続計画（BCP）策定・見直し状況（危機管理課）	策定済（H30）
災害発生時の職員初動マニュアルの策定・周知（危機管理課）	修正済（R2）
市並びに関係機関のタイムライン作成（危機管理課）	策定済
職員の防災士資格取得者数（危機管理課）	28 人
本庁舎・支所の箇所数に対する耐震化率（財政課）	50%
公民館の耐震化率（生涯学習課）	78.8%
小中学校施設の耐震化率（教育総務課）	96.1%

指標	現状値
災害対策本部における非常用電源の整備率（危機管理課）	100%
業務継続のために必用な発電用燃料の充足度（危機管理課）	100%
燃料等の調達に関する協定の締結数（危機管理課）	2 団体
市受援計画の策定状況（総務課、危機管理課）	検討中
市防災会議の開催・県防災訓練への参加（危機管理課）	1 回/年
他機関との合同受入訓練の実施（危機管理課、総務課）	1 回/年
職員向け研修・訓練の実施（危機管理課）	1 回/年
災害時応援協定（防災インフラ）締結数（危機管理課）	38 協定（R3.3）
災害時相互応援協定（防災インフラ）締結数（危機管理課）	6 団体
災害対策本部訓練の実施回数（危機管理課）	1 回/年
備蓄計画の策定・見直し（危機管理課）	策定済（H29）
災害対策本部員の食料・飲料水の確保状況（危機管理課）	
・水（目標数 1,830ℓ）	10%
・食料（目標数 1,220 食）	10%
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況（デジタル推進課）	未策定
職員参集メール応答訓練の実施数（危機管理課）	運用中（有事）
被災者生活再建支援システムの導入（危機管理課）	導入済（H29）
小中学校施設の防犯カメラ設置数（教育総務課）全 34 校	0 台（R2）
拘置所との連絡網の整備・見直し（危機管理課・学校教育課）	整備済（H29）

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

防災拠点施設等における通信の確保

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。【危機管理課、消防本部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じた新たな手段を検討する必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や R P A ・ A I 等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。【危機管理課、デジタル推進課】
- 平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合に、その連絡手段を確保するため、防災用ファブレット・タブレットの配備や消防団に対する I P 無線機・無人航空機（ドローン）の配備、その他の連絡手段についても検討する必要がある。【危機管理課】
- 公共建築物において再生可能エネルギーや省エネルギーを率先導入することにより、住宅等の一般建築物にも取組みを波及させる必要がある。また、災害時の非常用電源としての側面から防災機能の拡充を図る必要がある。【生活環境課】

通信事業者との連携強化

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。【生活環境課】

指標	現状値
県防災通信システム・県災害情報システムの導入（危機管理課）	導入済（H29）
衛星携帯電話、防災通信システム（消防本部）	整備済（H27）
防災用ファブレット：市災害対策本部の整備数（危機管理課）	115 台
防災用タブレット：市災害対策本部の整備数（危機管理課）	20 台
消防団の I P 無線機配備数（危機管理課）	233 台
消防団の無人航空機（ドローン）配備数（危機管理課）	(R2.11)
・本庁（危機管理課）	3 機
・各支所（吉田・三間・津島）	各 1 機、計 3 機
公共施設における再生可能エネルギー等の導入施設数（生活環境課）	7 件

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

テレビ・ラジオ放送の中断等対策

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図る必要がある。【デジタル推進課】
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
安心安全情報メールの登録数（デジタル推進課）	8,385 人（R3.3）
災害時応援協定（通信インフラ）締結数（危機管理課）	4 事業者（R2）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

災害情報の伝達手段の多重化・多様化

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じた新たな手段を検討する必要がある。【危機管理課、市長公室、デジタル推進課】
- 空振りを恐れず、住民に対し適切な避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。【危機管理課】
- 災害時等（原子力災害時を含む）通信網の寸断や輻輳が発生した場合に備え、災害情報等の断絶などの孤立が想定される地区に対して必要な通信手段を整備する必要がある。【危機管理課】
- 非常時に備え、親局や中継局の非常用発電機や屋外拡声子局のバッテリーなど、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う必要がある。【危機管理課】

適切な避難勧告等の発令

- 水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等多数の人的被害が発生する恐れがある災害に対して、避難勧告等を適切に発令するための具体的な判断基準や市民等への伝達方法を整備し、適宜、見直す必要がある。【危機管理課】
- 市避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、定期的に見直す必要がある。また、水位周知河川指定後の対象河川、強風・暴風・突風災害、緊急速報メールの配信基準等を反映する必要がある。【危機管理課】

市民の避難意識等の向上	
○災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう非常通信マニュアルを適切に改訂するとともに、平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的実施する必要がある。【危機管理課】	
災害弱者対策の推進	
○高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時のスムーズな避難行動に対応できるよう支援体制を整備する必要がある。【高齢者福祉課、福祉課、商工観光課、危機管理課】	
○災害発生時において、情報の入手が困難な要配慮者等にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める必要がある。【高齢者福祉課、福祉課、商工観光課、危機管理課】	
指標	現状値
市民への情報伝達手段の多重化・多様化（危機管理課）	（R2.4）
・市 FM 告知放送システムの整備状況：防災ラジオ（危機管理課）	（全戸配付）26,020 台
・市 FM 告知放送システムの整備状況：屋外拡声子局（危機管理課）	246 機
・安心安全情報メールの登録数（デジタル推進課）	8,385 人（R3.3）
・伊達なうわじま安心ナビ（防災アプリ）登録数（危機管理課）	20,939 件（R3.2）
・市テレビ・プッシュサービス利用件数（危機管理課）	126 件
・衛星携帯電話配備数：孤立化対策（危機管理課）	6 台
・衛星携帯電話配備数：原子力防災用（危機管理課）	2 台
屋外拡声子局の非常用発電設備配備率（危機管理課）	100%
市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・見直し（危機管理課）	改定（R2.6）
情報伝達訓練（各情報伝達手段連携訓練）の実施回数（危機管理課）	
・Jアラート（全国）	4 回/年
・Jアラート（月例）	1 回/月
・緊急地震速報（全国）	2 回/年
・Lアラート（全国）	1 回/年
・県災害情報システム訓練	1 回/年
市 HP、公式 SNS（FB、Twitter、LINE）での情報発信（市長公室）	－

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

サプライチェーンの寸断対策

- 油槽所における災害（タンク火災等）等への対応として、警防活動要領（危険物火災）を策定し、要領に基づく訓練を実施する必要がある。また、消火薬剤の整備計画を策定する必要がある。【消防本部】
- 大規模な油汚染事故での防除活動において、複数の機関がそれぞれの立場において活動・連携をとり、的確な措置を行う必要がある。【危機管理課、水産課、建設課】
- 石油等の流出による火災に対する消火対策として、海上保安部との連携強化を図る必要がある。また、合同訓練等を実施し連携を強化する必要がある。【消防本部、危機管理課、水産課、建設課】
- 応急活動に必要な燃料の確保のため、災害活動に必要な消防車両への安定的な燃料給油をする必要がある。【消防本部】
- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定（燃料供給協定）の締結を促進する必要がある。【危機管理課】
- 緊急輸送道路の適切な維持管理を継続する必要がある。【建設課】
- 橋梁やトンネルの老朽化対策については、長寿命化修繕計画（個別施設計画）に則り、インフラ施設の長寿命化や橋梁及びトンネルの予防保全型補修工事を今後も継続する必要がある。【建設課】
- 大規模災害発生時における企業経済活動の継続を図り混乱の防止を図るため、商工部門と協力し、事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。【危機管理課、商工観光課】
- 災害に強い産業構造を構築するため、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。【商工観光課】
- 大規模災害発生時のサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努める必要があるほか、市も計画策定に必要な情報等を提供するなどの支援を行う必要がある。【生活環境課、水産課、農林課、商工観光課】

エネルギー供給体制の確保

- 長期にわたる電気の供給停止時にも、学校施設内において電気を確保するため、太陽光発電システム等の設置を検討する必要がある。【教育総務課】

指標	現状値
警防活動要領（危険物火災）の策定状況（消防本部）	未策定
警防活動要領に基づく訓練実施状況（消防本部）	未実施
宇和海地区大量排出油等防除協議会への参加（危機管理課、水産課、建設課）	1回/年
オイルフェンス展張等の訓練への参加（危機管理課）	毎年実施
災害時における石油類燃料の供給に関する協定（危機管理課）	締結済
港湾大規模地震対策施設の整備状況（建設課）	整備済
（参考）FIT 認定による導入容量の状況（生活環境課）	55,202kW（R1.9）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

金融機関における防災対策の推進

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。【商工観光課】
- 指定金融機関が策定している事業継続計画（BCP）との調整連携をする必要がある。【出納室】

指標	現状値
自治体の指定金融機関の事業継続計画（BCP）策定状況（出納室）	未策定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-3 食料等の安定供給の停滞

農業生産基盤等の整備、食料等の供給体制の確保

- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、他自治体との災害時における相互応援協定の締結を促進する必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合、漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を推進する必要がある。【農林課、水産課】

指標	現状値
災害時応援協定締結数（危機管理課）	33 協定（R3.3）
災害時応援協定締結数（危機管理課）	6 団体
衛生管理型荷さばき施設の整備（水産課）	整備済（R1）
農業用排水機場の整備数（農林課）	1 箇所
農業用排水機場耐震照査数（農林課）	1 箇所
長寿命化対策工事の実施（農林課）	実施済（H29）

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

ライフライン事業者の防災対策の推進

- 基幹道路施設の耐震適合について調査する必要がある。【建設課】
- 大規模災害による電力、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、各ライフライン事業者は、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要があり、市も平時からの情報共有や意見交換を通じた連携体制を整備する必要がある。【生活環境課、デジタル推進課】
- 災害発生時に停電になる可能性があることを踏まえ、避難所となる学校施設の体育館等への電力供給を目的として非常用発電機を整備する必要がある。【危機管理課】
- 上水道施設について、耐震診断により現状の耐震性の確認と対策の必要性を確認し、耐震化を計画的に進める必要がある。【水道局】
- 老朽化した管路を更新する必要がある。【水道局】
- 施設、管路の復旧に必要となる物資の供給についての民間事業者との協定について、協定締結事業者の拡充と協定内容の充実等を図る必要がある。【水道局】
- 水道局業務継続計画の早期の策定と定期的な見直しを行う必要がある。【水道局】
- 柿原浄水場の自家発電設備更新に併せ、連続運転時間の延長を図る必要がある。【水道局】

エネルギー供給の多様化

- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定（燃料供給協定）の締結を促進する必要がある。【危機管理課】
- 災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンドに供給体制の確保を図る必要がある。【消防本部】
- 大規模災害による電力不足に備え、可搬式発電機や蓄電池、太陽光発電の導入を推進する必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害により水道の供給が停止した場合に備え、災害応急用井戸の登録について、周知・啓発を図る必要がある。【生活環境課】

指標	現状値
基幹道路施設の耐震適合（建設課）	未実施
ライフラインへの自家発電設備等の設置数（生活環境課）	14 事業所（R1.12）
市指定避難所等への可搬型発電機の設置数及び整備率（危機管理課）	96 箇所（55%）
浄水場耐震化率（水道局）	95.9%（R1.3）
ポンプ場耐震化率（水道局）	49.9%（R1.3）
配水池耐震化率（水道局）	30.1%（R1.3）
老朽化した管路の更新率（水道局）	13.4%（R1.3）

指標	現状値
水道局業務継続計画の作成状況（水道局）	策定中
ガソリンスタンドの自家発電設備等設置率（消防本部）	47.7%（R2.7）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

推進方針

排水・汚水処理施設の防災対策の推進

- 下水道施設の耐震診断を行い、耐震化を進める必要がある。【都市整備課】
- 大規模災害の被害から迅速な復旧ができるよう、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し継続して施設が稼働できる体制とする必要がある。【都市整備課】
- 大規模災害時における長期の停電に備え、自家発電設備の設置を進める必要がある。汚水マンホールポンプ場（6箇所）に自家発電設備を用意する必要がある。【都市整備課】
- 漁業集落排水施設のストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策等を推進する必要がある。【水産課】
- 汚水処理人口普及率向上に向け、「単独浄化槽、汲取り便槽」から「合併浄化槽」への改造推進をする必要がある。【都市整備課】
- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく必要がある。【生活環境課】

指標	現状値
下水道施設の耐震診断の状況（都市整備課）	未実施
重要な下水道幹線の耐震化率（都市整備課）	95%
簡易下水道業務継続計画（BCP）の策定状況（都市整備課）	策定済（H27）
下水道施設業務継続計画（BCP）の策定状況（都市整備課）	未策定
汚水マンホールポンプ場自家発電整備率（都市整備課）	0%
漁業集落排水施設の整備率（水産課）	0%
汚水処理人口普及率（都市整備課）	59%

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

交通ネットワークの維持

- 公共交通の早期復旧に欠かせない車両や船舶等について、民間事業者等と連携し、災害発生時の退避方法や保管場所の確認、速やかな情報共有を行える体制の構築に努める必要がある。【企画課】
- 緊急輸送道路や橋梁及びトンネルの適切な維持管理を継続する必要がある。橋梁及びトンネルについては、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に老朽化対策等を推進する必要がある。【建設課】

港湾・漁港施設等の防災対策

○漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に老朽化対策等を推進する必要がある。【水産課】

指標	現状値
緊急輸送路の整備率（建設課）	100%
橋梁及びトンネルの長寿命化計画（建設課）	策定済（R2）
全漁港の長寿命化計画（水産課）	策定中

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

早期の復旧体制の整備

- 道路閉塞等を迅速に解消するため、愛媛県道路啓開計画（H29.3）等に基づき、国や県、周辺市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期復旧・早期啓開体制を整備する必要がある。【企画課、建設課】
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業協会と締結している応急対策業務協定が有効に機能するよう定期的な見直し、連携を行う必要がある。【建設課】

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

市街地火災への対策

- 老朽化した消火器を使用しないよう点検報告、立入検査等において指導する必要がある。【消防本部】
- 消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制を確立する中で、建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する必要がある。【危機管理課】
- 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であるため、湖沼やため池用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。時期によっては、川やプールに水がないため、地元と消防団員との連携を密にする必要がある。【危機管理課】

海上・臨海部の広域複合災害対策

- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める必要がある。【都市整備課】
- 公園の保安管理・清掃管理・維持管理を行う必要がある。【都市整備課】

建物倒壊による交通麻痺からの早期の復旧体制の整備

- 感震ブレーカーの普及率を向上させる必要がある。【消防本部】
- 老朽危険空家除却のさらなる促進を図る必要がある。【建築住宅課】
- 民間木造住宅の耐震改修工事等への補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を実施することにより、住宅の耐震化を促進する必要がある。【建築住宅課】
- 避難路等に面して設置されている民間の危険なブロック塀等の除却や建替費用の一部の補助を継続することにより、ブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。【建築住宅課】
- 二次災害を防止するために行う被災建築物応急危険度判定の体制整備、判定士の確保を県と連携して進める必要がある。【建築住宅課】
- 被災宅地危険度判定士を数多く養成し、有事の際に迅速で正確な宅地の被災判定を行うことができる体制を整える必要がある。【都市整備課】

指標	現状値
消火器の設置が義務となる防火対象物及び危険物施設の設置状況（消防本部）	設置済（R1）
再掲：可搬型小型動力ポンプ（B級）配備数及び配備率（危機管理課）	135 台（110%）
耐震性防火水槽の設置数及び既存防火水槽の耐震化率（危機管理課）	4 基（2.4%）
老朽危険空家の除却に関する累計補助件数（建築住宅課）	39 件（H28～31）
再掲：住宅の耐震化率（建築住宅課）	68.9%（H25）
ブロック塀等の安全対策への累計補助件数（建築住宅課）	7 件（H31）
被災宅地危険度判定士数（都市整備課）	41 名（R2.9）
1 人当たり公園面積（都市整備課）	25.3 ㎡／人（R2）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池等の防災対策

- 大規模地震や台風・豪雨等により被災を受けた場合に人家等に影響を及ぼすリスクが高いため池や、堰等の農業用施設の改修や長寿命化対策、耐震対策を進める必要がある。【農林課】
- ため池が決壊した場合に下流域住民の安全を確保するため、浸水想定区域やハザードマップの作成を進めており、今後は地域住民へ周知する必要がある。【農林課】

堤防・護岸等の防災対策

- 下水道施設のストックマネジメントに基づき、長寿命化対策を図る。汚水処理場に加え、雨水排水ポンプ場も順次整備していく必要がある。【都市整備課】

指標	現状値
ため池の点検実施箇所数（農林課）	181 箇所
ため池ハザードマップの作成状況（農林課）	6 箇所（R1）
下水道施設のストックマネジメント計画の作成状況（都市整備課）	策定中

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出対策

- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。【危機管理課】
- 国際情勢や市の地理的、社会的特性を踏まえ、特に弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模テロなどにも留意し、国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、国民保護計画の見直しを検討する必要がある。【危機管理課】
- 専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する必要がある。【危機管理課】
- 有害物質の大規模拡散・流出による負傷者の救助及び住民の避難誘導のため、定期的な車両及び装備品の更新や生物・化学剤による災害発生時の活動要領に基づく訓練を実施する必要がある。【消防本部】
- 有害物質の情報把握をする必要がある。【消防本部】
- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく必要がある。【生活環境課】
- 倒壊建築物の解体時等において石綿（アスベスト）が飛散するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。【建築住宅課】

指標	現状値
国民保護協議会の開催及び国民保護計画の見直し（危機管理課）	1 回/年
有害物質の情報把握体制の整備（国民保護事案、原子力防災）（危機管理課）	策定済
県原子力防災訓練への参加（危機管理課）	1 回/年
救助工作車の配備数（消防本部：宇和島消防署）	1 台
広報車・安全指導車の配備数（消防本部：宇和島消防署）	4 台
安全指導車の配備数（消防本部：吉田分署）	1 台
安全指導車の配備数（消防本部：津島分署）	1 台
化学防護服の整備着数（消防本部：宇和島消防署）	6 着
生物・化学剤による災害発生時の活動要領の作成（消防本部）	策定済（H15）
活動要領に基づく訓練実施状況（消防本部）	現場レベルで適宜実施

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-4 農地、森林等の被害

農地等の荒廃防止対策

- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して、農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌浸食防止）を確保する必要がある。【農林課】
- 農地が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携し農地保全活動を推進する必要がある。また、農業従事者の減少や高齢化に対し対策する必要がある。【農林課】

森林等の荒廃防止対策

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や治山・地すべり対策事業等効果的な山地防災対策を実施する必要がある。【農林課】
- 森林が持つ機能を発揮させるため、鳥獣からの被害を防止する必要がある。猟友会員の高齢化や減少に対し対策する必要がある。【農林課】

指標	現状値
農地保全に関する地元要望箇所等の整備（農林課）	順次
農地保全に関わる多面的機能活動組織数（農林課）	49 組織（R2）
農用地のカバー率（多面的機能支払交付金対象農用地面積）（農林課）	16,094,500 m ²

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の構築

- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく必要がある。【生活環境課】
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する必要がある。【生活環境課】

災害廃棄物処理への協力体制の構築

- 建設事業者団体、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体等と災害廃棄物処理に関する支援協定を締結することを検討し、緊急性の高い順に協議を進める必要がある。【生活環境課】

指標	現状値
災害廃棄物処理担当者初動対応マニュアルの作成（生活環境課）	策定済（R1）
市災害廃棄物処理計画の作成（生活環境課）	策定済（R1）
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定締結状況（生活環境課）	締結済（R1）
災害時におけるごみ等に係る協定締結数（生活環境課）	1（R1）
産業廃棄物協会や民間事業者との協定締結状況（生活環境課）	未締結（R1）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

建設事業者等との連携

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業協会と締結している応急対策業務協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。【建設課】

ボランティアやNPO等との連携

- 災害救援ボランティア活動マニュアルに基づき、円滑な応急対策が実践できるようにする必要がある。【保護課】
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。【危機管理課】

地域コミュニティの活性化（復旧・復興を担う人材等の確保）

- 各地区における防災計画の策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じ、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。【危機管理課】
- 平常時には災害に備えた取組みを実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行う自主防災組織は、地域防災力向上において必要不可欠であることから、結成率を向上する必要がある。【危機管理課】
- 自主防災組織活動の活性化、防災士等の地域防災リーダーの育成や資機材整備に積極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図る必要がある。また、地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。【危機管理課】
- 市補助金による自主防災組織への防災物品等購入補助を行うことにより、自主防災組織の活動及び災害対策を推進する必要がある。【危機管理課】
- 地域コミュニティの基盤となる自治会・まちづくり協議会の活動等を支援する必要がある。【危機管理課】
- 避難所運営体制検討会の実施に向けた検討をする必要がある。【生涯学習課】

事前復興の検討

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。【国土調査課】
- 南海トラフ地震発生後、迅速かつ着実に復興まちづくりをすすめることができるよう、あらかじめ、復興課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた計画を策定する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
災害救援ボランティア活動マニュアルの策定状況（保護課）	策定済
災害ボランティアコーディネーター研修会への参加団体数（保護課）	12 団体
災害ボランティア講座の実施数（保護課）	1 回
災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施数（保護課）	未実施
災害ボランティアに関する災害時応援協定の締結数（保護課）	0
地区防災計画の策定数（危機管理課）	2 団体
自主防災組織の結成数及び結成率（危機管理課）	423 団体（92.4%）
自主防災組織の訓練実施団体数及び実施率（危機管理課）	118 団体（24.2%）
市補助金による自主防災組織の防災物品等購入件数（危機管理課）	累計 87 件（H19～R1）
防災出前講座の実施回数（危機管理課）	98 回/年（R1）
避難所運営体制検討会の開催状況（生涯学習課）	未実施
地籍調査進捗率（国土調査課）	71.1%（R2.4）
事前復興まちづくり計画の公表率（危機管理課）	未実施
事前復興まちづくり計画（概要版）の対象市民への周知率（危機管理課）	未実施

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財の防災対策

○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承とその被害を最小限にとどめるため、耐震化等防災対策を進める必要がある。また、博物館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要がある。【文化・スポーツ課】

指標	現状値
展示・収蔵方法の点検状況（文化・スポーツ課）	実施
えひめ文化財防災マニュアルの策定（文化・スポーツ課）	策定済（H31）
えひめ文化財災害訓練の実施状況（文化・スポーツ課）	実施

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

罹災証明書等の速やかな発行に向けた体制整備

- 被災者の生活再建支援の基礎情報となる、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため、県及び市町が共同で導入した電子システムの円滑な運用に努める必要がある。【税務課・危機管理課】
- 大規模災害時においても、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成ができるよう、県と市が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援策に早期着手できる体制の構築に努める必要がある。【税務課・危機管理課】

住まいの再建支援

- 被災者等が速やかに住まいの確保ができるよう、応急仮設住宅をはじめとした住まいの確保に関する支援策の実施に向けた体制の整備等に努める必要がある。【建築住宅課】

生活再建に関する支援制度の理解

- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。【危機管理課】

事前復興の検討・復興対策

- 災害時に影響のない用地の確保を検討する必要がある。【都市整備課】
- 南海トラフ巨大地震など大規模災害への対策として、平時から応急仮設住宅の建設候補地を選定・確保する必要がある。【建築住宅課】

○南海トラフ地震発生後、迅速かつ着実に復興まちづくりをすすめることができるよう、あらかじめ、復興課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた計画を策定する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値
応急仮設住宅建設候補地充足率（建築住宅課）	96.48%（6,215 戸）
事前復興まちづくり計画の公表率（危機管理課）	未実施
事前復興まちづくり計画（概要版）の対象市民への周知率（危機管理課）	未実施

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等への対策

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。【市長公室、危機管理課】
- 大規模災害が発生し情報インフラが麻痺した場合の代替措置を検討する必要がある。【市長公室】
- 災害発生後に風評被害を防ぐため、国・県と連携し、科学的根拠に基づく農産物、水産物、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動等を推進する必要がある。【農林課、水産課】

指標	現状値
本市危機管理における個別マニュアル数（危機管理課）	31
・県被災者支援システム利用マニュアル（台帳作成等）【庶務班：総務課、市長公室、企画課、デジタル推進課、議会事務局、出納室、農業委員会、監査事務局、選挙管理委員会】 ・災害義援金配分委員会設置要綱【財政班：財政課】 ・罹災証明書発行事務マニュアル【調査班：税務課】 ・被害状況調査実施マニュアル【調査班：税務課】 ・災害廃棄物対応マニュアル（受入・運搬・処分）【生活環境班：生活環境課】 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル【福祉班：福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課、保護課】 ・災害救援ボランティア活動マニュアル【福祉班：福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課、保護課】 ・要配慮者支援マニュアル【福祉班：福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課、保護課】 ・福祉避難所設置・運営マニュアル【福祉班：福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課、保護課】 ・保健活動マニュアル【保健班：保険健康課】 ・災害時医療救護活動要領【保健班：保険健康課】 ・医療資材及び薬品調達マニュアル【保健班：保険健康課】 ・医療ボランティア受入マニュアル【保健班：保険健康課】 ・死体検案・収容マニュアル【保健班：保険健康課】 ・平成 30 年度 7 月豪雨災害における宇和島市道路等の土砂撤去に対する費用負担要綱【建設班：建設課、技術管理室】	

・河川、市道に関する土砂撤去マニュアル（土砂全般）【建設班：建設課、技術管理室】 ・下水道事業 業務継続計画【都市整備班：都市整備課】 ・応急仮設住宅（建設型・賃貸型）設置・運営マニュアル【建築住宅班：建築住宅課】 ・災害対策本部設置マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・災害対応初動体制マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・非常通信マニュアル/F M音声告知放送連携マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・防災用タブレット運用マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・避難所運営マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・市消防団安全管理マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・市消防団行方不明者搜索活動実施要綱【本部事務局：危機管理課】 ・市消防団 I P 無線機運用マニュアル【本部事務局：危機管理課】 ・市消防団救助用資機材取扱要領【本部事務局：危機管理課】 ・耐震性貯水槽マニュアル操作説明【本部事務局：危機管理課】 ・不審メール等の対応マニュアル（国民保護事案）【本部事務局：危機管理課】 ・放射線防護対策施設運用マニュアル（原子力防災）【本部事務局：危機管理課】	
---	--

第4章 リスクシナリオごとの推進方針

「3. 脆弱性評価」の結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を次の通り定めた。

目標1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

推進方針

公共施設等の耐震化・防災対策

- 本庁舎及び各支所の庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点となる施設であるため、耐震基準を満たしていない庁舎の耐震化整備を進める。また、施設の定期的な保守・点検を実施し長寿命化を図る。
【財政課】
- 大規模災害に備え、学校施設の耐震化等防災対策を推進する。また、早期に学校統廃合との方向性を決定する。【教育総務課】
- 公民館の耐震化計画を策定し、耐震化を進める。【生涯学習課】
- 会館施設について、計画的な施設の維持・管理をする。【企画課】
- 大規模災害に備え、市有施設の耐震化等防災対策を推進する。【文化・スポーツ課、人権啓発課】
- 大規模災害に備え、消防詰所の耐震化を進め、計画的な施設の維持・管理をする。また、大規模災害に対応できる耐震性に優れた吉田分署庁舎を整備する。【危機管理課、消防本部】
- 災害拠点病院である市立宇和島病院をはじめ市立 3 病院の医療機能を発揮するとともに、災害医療を継続するために必要な電気、水道、ガス等の確保や、非常用自家発電設備等の津波浸水対策をする。
【病院局】
- 災害時の火災に備え、消防車両や消防資機材の計画的な整備・維持管理を行う。【消防本部・危機管理課】
- 大規模災害に備え、各施設の耐震能力を把握し、各災害に応じた避難体制を整備し、災害対応能力の向上を図る。文化財指定を受けている建築物については、一般建築物のような耐震化を図ることが困難である。【文化・スポーツ課】

民間住宅等の耐震化・防災対策

- 民間木造住宅の耐震改修工事等への補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を実施することにより、住宅の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 自治会管理施設について、計画的な施設の維持・管理を実施できるよう補助金を交付する。【市民課】
- 避難路等に面して設置されている民間の危険なブロック塀等の除却や建替費用の一部補助を継続することにより、ブロック塀等の安全対策を促進する。【建築住宅課】

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。【高齢者福祉課】
- 高齢者施設等における災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、対策が必要なブロック塀等の改修を促進する。【高齢者福祉課】

社会インフラの防災対策

- 下水道による都市浸水対策達成率の向上のため、下水道施設の計画的な設備整備・管理を行い、内水排除や応急対応に必要な防災体制を推進する。【都市整備課】
- 老朽化した橋梁の修繕による機能回復や、幹線道路上の橋梁の耐震化について、計画的に行う。【建設課】
- 老朽化している港湾施設等を修繕し、機能回復と長寿命化を図る。【建設課】
- 中心市街地のほぼ中央の丘陵地に立地する国指定史跡の宇和島城（城山）は、巨大地震時の避難場所として利用されることが想定されることから、避難路としての機能も併せ持つ管理用道路の整備を行う。【文化・スポーツ課】
- 老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う。【保険健康課】
- 災害時の火災に備え、防火水槽（水利）の耐震化を促進する。【危機管理課】
- 市内事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を働きかけ、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。実施にあたっては、商工会議所や商工会との連携をする。【商工観光課】

市民・民間施設等の災害対応能力の向上

- 大規模災害発生時による被害を最小限に抑えるため、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【危機管理課】
- 大規模盛土造成地に対する防災意識の向上、危険な盛土地に対する事前対策をする。【都市整備課】
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、「自助」を推進する。【危機管理課】
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
市庁舎・支所の箇所数に対する耐震化率（財政課）	50%	100%	市
小中学校施設の耐震化率（教育総務課）	96.1%	100%	市
県立学校の耐震化率（教育総務課）	100%	100%	県
公民館（生涯学習施設）の耐震化率（生涯学習課）	78.8%	100%	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
自治会管理施設の耐震化率（市民課）	48.2%	未	自治会
会館施設（南予文化会館及びコスモスホール三間）の耐震化率（企画課）	100%	100%	市
市有文化施設の耐震化率（文化・スポーツ課）	86%	100%	市
市有文化施設の耐震化率（人権啓発課）			
・地方改善集会所（全 7 施設）	57.1%	100%	市
・社会教育集会所（全 3 施設）	33.3%	100%	市
・社会福祉施設（全 3 施設）	100%	100%	市
市有観光施設の耐震化率（商工観光課）	72.7%	100%	市
消防団詰所等整備数の耐震化率（危機管理課）	69%	86%	市
消防庁舎の耐震化率（消防本部）	100%	100%	広域
病院施設の延床面積に対する耐震化率（病院局）			
・市立宇和島病院	100%	100%	市
・市立吉田病院	50.8%	100%	市
・市立津島病院	100%	100%	市
広報車・指令車（消防団）の配備数（危機管理課）	5 台	5 台	市
可搬型小型動力ポンプ（B 級）配備数及び配備率（危機管理課）	130 台 (100%)	130 台 (100%)	市
市有文化施設の管理用道路の整備率（文化・スポーツ課）	100%	適時補修	市
防火水槽（水利）の整備数及び耐震化の割合（危機管理課）	167 基 (2.4%)	167 基 (3%)	自治会等
商工業事業者の事業継続計画（BCP）作成数（商工観光課）	2 者	40 者	市
住宅の耐震化率（建築住宅課）	68.9% (H25)	80% (R2)	市
ブロック塀等の安全対策への累計補助件数（建築住宅課）	7 件(H31)	90 件	市
南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数（危機管理課）	未実施	1 回/年	市
大規模盛土造成マップの作成率（都市整備課）	100%	100%	市
ハザードマップ（雨水内水）の作成率（都市整備課）	11%	17%	市
シェイクアウト訓練の実施回数（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	県、市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

推進方針

津波避難計画等の策定

- 救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。関係機関からの情報収集や共有体制をソフト・ハード面において整備、確立する。【危機管理課、消防本部】
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が指定する「津波災害警戒区域」を参考に「事前避難対象地域」を指定し、同法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、市民の命を守る対策を行う。【危機管理課】

災害医療および医療救護活動における防災対策

- 災害時における具体的対応について定め、災害医療が行えるよう訓練を実施する。災害対策マニュアルを定期的に見直す。【保険健康課、病院局】
- 災害時の保健活動や医療救護活動を円滑に行うために、医師会、薬剤師会、消防、行政間で、対応策の確認と意見交換を継続的に行う。【保険健康課、病院局】

海岸保全施設や社会インフラの防災対策（整備・耐震化）

- 津波、高潮、波浪による被害を防ぐため、海岸保全基本計画等に基づき海岸保全施設の整備を推進する。【水産課】
- 災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化や、橋梁、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。また、避難路となる狭隘な道路の拡幅や、人や物資を輸送する緊急輸送道路の適切な維持管理を継続する。【建設課】
- 大規模災害に対応できる耐震性に優れた消防本部（宇和島消防署）庁舎及び津島分署庁舎を津波浸水想定区域外に整備する。【消防本部】
- 大規模津波等により津波避難ビル等に孤立した避難者への対策として、緊急消防援助隊の円滑な受け入れのための体制を整備する。救助活動、孤立者への物資投入等の活動においては、航空部隊との連携を強化する。【消防本部】
- 津波浸水想定区域における活動の円滑化のため、救命ボート等の整備数を増加する。【消防本部】
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める。同時に、避難行動を可能とするため住民の防災意識の向上を図る。【建設課、危機管理課】
- 避難路は未整備箇所が多いため、箇所の選定を行い、整備を促進し、適切な維持管理をする。【危機管理課】
- 特に沿岸部の指定避難所では津波と土砂災害時に使用できない施設が多く、避難先を確保する。【危機管理課】

住民の避難対策（早期避難の徹底）

- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。【危機管理課】
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や避難地（津波避難ビル等）を確保するとともに、実効性のある訓練を実施していく必要がある。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
緊急消防援助隊等訓練の実施回数（消防本部）	1 回/年	2 回以上/年	広域
事前避難対象地域の指定・見直し（危機管理課）	未指定	R 2	市
津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定・見直し	未策定	未定	市
南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数（危機管理課）	未実施	1 回/年	県
病院施設の災害対策マニュアル作成率（保険健康課、病院局）	策定済	100%	市
病院施設での津波避難訓練の実施回数（病院局）	1 回/年	1 回/年	市
海岸保全施設の（耐震化）整備率（水産課）	未実施	1 漁港	市
緊急輸送道路の整備率（建設課）	100%	100%	市
消防庁舎の津波浸水想定区域外への移設整備率（消防本部）	0%	100%	広域
指定緊急避難場所の指定数（危機管理課）	75 箇所	100 箇所	市
指定津波緊急避難場所の指定数（危機管理課）	456 箇所	456 箇所	市
津波緊急避難路等整備事業補助金の申請件数（危機管理課）	累計 31 件	5 件/年	自治会等
防災マップ（土砂、地震・津波）の作成率・見直し（危機管理課）	100%（R2）	100%	市
液状化マップの作成・公表（危機管理課）	100%（R1）	100%	市
津波避難ビルの指定箇所数（危機管理課）	23 施設	30 施設	市
全市対象の地震津波避難訓練の実施回数・参加人数 （危機管理課）	1 回/年 約 6,000 人	1 回/年	市
地域で実施する津波避難訓練の実施団体数（危機管理課）	10 団体/年	15 団体/年	自治会等

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
推進方針	
河川構造物や排水施設等の整備、維持管理	
○河川管理者・県・市等からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、大規模氾濫に備えた減災対策等を共有し、中小河川を含めた河川において、あらゆる関係者が協働で取組む流域治水を踏まえたハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する。【危機管理課】 ○「水防協議会」を定期的開催し、河川・海岸の洪水、津波・高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための対策を計画的に実施する。【危機管理課】	
土砂災害防止施設の防災対策	
○がけ地カルテを作成する。【建設課】	
ため池等農業用施設等の対策	
○ため池が決壊した場合に、下流域に人的な被害を与えないよう改修等によりため池施設の整備を行う。【農林課】 ○ハザードマップの浸水想定区域内における災害の発生リスクを周知し、避難対策の推進を図る必要がある。【農林課】	
情報伝達体制の強化	
○観光案内看板を活用して、地域住民や観光客に災害予想区域や避難所情報を発信する。実施にあたっては、観光物産協会との連携や、民間設置の看板を活用する。【商工観光課】	
住民の避難対策	
○大規模災害発生時による被害を最小限に抑えるため、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【危機管理課】 ○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。【危機管理課】 ○水位周知河川以外の中小河川など洪水浸水想定を示すことが困難な箇所の避難判断や地域住民への防災啓発を行う。【危機管理課】 ○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行っている。今後は避難行動要支援者の情報提供同意者の拡大と個別支援計画を作成する。【福祉課、危機管理課】 ○防災教育の充実を図るとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士等と協力して地域防災力の向上を積極的に推進する。【危機管理課】 ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成・避難訓練の	

実施指導を引き続き行う。【高齢者福祉課、福祉課、こども家庭課、保険健康課、学校教育課、危機管理課】			
指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
大規模氾濫に関する減災対策協議会への参加 (危機管理課、水産課、建設課)	2 回/年	2 回/年	県、市
水防協議会の開催及び水防計画の見直し (危機管理課)	1 回/年	1 回/年	市
がけ地カルテの作成数 (建設課)	未整備	整備	市
災害想定区域・避難所情報入り観光案内サインの設置数 (商工観光課)	0 箇所	13 箇所	市
再掲：防災マップ（土砂、地震・津波）の作成率・見直し (危機管理課)	100% (R02)	100%	市
ハザードマップ（洪水、高潮）の作成数 (危機管理課)	1 河川	4 河川、高潮	市
避難行動要支援者名簿の更新 (福祉課)	2 回/年	2 回/年	市
避難行動要支援者の個別計画登録数 (福祉課)	213 人	1,000 人	市
教職員の防災士資格取得者数 (危機管理課)	87 人	150 人	市
要配慮者利用施設における避難確保計画（洪水）の作成率（危機管理課） (R3.6 予定)			
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課） 84 施設	85.2% (54 施設)	100%	市
・医療施設（保険健康課）55 施設	－	100%	市
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）21 施設	100% (10 施設)	100%	市
要配慮者利用施設における避難確保計画（土砂）の作成率（危機管理課） (R3.6 予定)			
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課） 86 施設	82.3% (62 施設)	100%	市
・医療施設（保険健康課）23 施設	81.3% (16 施設)	100%	市
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）32 施設	100% (30 施設)	100%	市
要配慮者利用施設における避難確保計画（高潮）の作成率（危機管理課） (R3.6 予定)			
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課） 70 施設	－	100%	市
・医療施設（保険健康課）54 施設	－	100%	市
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）22 施設	－	100%	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
要配慮者利用施設における避難確保計画（津波）の作成率（危機管理課）（R3.6 予定）			
・社会福祉施設（福祉課、こども家庭課、高齢者福祉課）	－	100%	市
96 施設			
・医療施設（保険健康課）69 施設	－	100%	市
・学校施設（福祉課、こども家庭課、学校教育課）28 施設	－	100%	市

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針

非常用備蓄の促進

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備を促進する。【高齢者福祉課】
- 市備蓄計画に基づき、被災者支援のための水や食料等の計画的な備蓄・更新を行っている。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する。【危機管理課】
- 災害時における学校給食センターの施設機能を維持するため、非常用発電設備を整備する必要がある。【学校給食センター】

支援物資・エネルギー供給の受入体制等の整備

- 災害時における飲料水や資機材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、定期的に連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。【危機管理課】
- 防災に係る「公助の限界」を補い、大規模災害時における災害対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定の締結を促進する。【危機管理課】
- 避難所運営委員会を設立し避難所における支援物資の配給・管理についてのマニュアルを作成しているが、様々な災害に応じたマニュアルを整備する必要がある。【生涯学習課】

輸送路の確保等

- 緊急輸送道路の適切な維持管理を継続する。【建設課】
- 災害時に孤立する可能性のある集落への緊急車両（大型消防車等）の到達を可能とするため、拡幅や災害防除をはじめとする市道整備をする。【建設課】
- 優先順位を考慮し、橋梁の耐震化を進める。【建設課】

水道施設の耐震化等

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化等老朽化対策を着実に推進する。【水道局】
- 長期間に渡る上水道の機能停止に備え、生活用水（飲料水含む）の確保のため、耐震性貯水槽等を整備する。【水道局】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備率（高齢者福祉課）	0 箇所	4 箇所	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
水・食料の備蓄率（危機管理課）	100%	100%	市
地域貢献型自動販売機の設置数（危機管理課）	25 箇所	適宜対応	市
災害時に活用できる学校給食センター数（学校給食センター）	0 箇所	1 箇所	市
災害時応援協定（物資・エネルギー供給協力）締結数（危機管理課）	26 事業者	適宜見直し	市
災害時応援協定（物資・エネルギー供給協力）締結数（危機管理課）	6 団体	適宜見直し	市
緊急輸送道路の整備率（建設課）	100%	100%	市
孤立可能性のある集落数（建設課）	51 集落	49 集落	市
道路幅員が 3.5m以上の市道全体の整備率（建設課）	35.8%	36.5%	市
橋梁の耐震化数（建設課）	0 橋	2 橋	市
耐震性貯水槽設置数（水道局）	3 箇所	3 箇所	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

推進方針

道路や港湾等における防災対策の強化

- 災害時に孤立する可能性のある集落への緊急車両（大型消防車等）の到達を可能とするため、拡幅や災害防除をはじめとする市道整備をする。【建設課】
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、背後集落の安全確保を含め、漁港施設の耐震・耐津波強化対策等を推進する。【水産課】
- 孤立想定地域における既存のヘリコプター臨時離着陸場の維持管理を行うとともに、新しい場所の調査・整備を行う。【消防本部、危機管理課】

孤立地域発生時の早期の復旧体制の整備

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、周辺市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期復旧・早期啓開体制を整備する。【企画課、建設課】

孤立地域対策の充実

- 災害時等通信網の寸断や輻輳が発生した場合に備え、災害情報等の断絶などの孤立が想定される地区に対して必要な通信手段を整備している。定期的な孤立想定地域の見直しの把握をする。【企画課、デジタル推進課、危機管理課】
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、孤立地域が発生することを想定し、各地区に備蓄物資を分散し、適切な備蓄管理体制を維持する。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
道路幅員が 3.5m以上の市道全体の整備率（建設課）	35.8%	36.5%	市
機能強化を図った漁港整備率（水産課）	100%	100%	市
孤立想定地域における飛行場外臨時離着陸場（防災ヘリ・ドクターヘリ）の整備数（消防本部）	7 箇所	8 箇所	広域
孤立想定地域のうち複数の通信手段の整備率（危機管理課、デジタル推進課）	100%	100%	市
孤立想定地域における水・食料・資機材等の備蓄率（危機管理課）	100%	100%	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針

救助・救急機関等との連携強化

- より多くの消防団員の確保に向け、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を行う機能別消防団員制度により、消防団員数の安定化や災害等現場で不足する消防力の補完を図る。【危機管理課】
- 大規模津波等により津波避難ビル等に孤立した避難者への対策として、緊急消防援助隊の円滑な受け入れのための体制を整備する。救助活動、孤立者への物資投入等の活動においては、航空部隊との連携を強化する。【消防本部、危機管理課】
- 消防職・団員の訓練を充実させるとともに、協定に基づく他機関等と連携した各種訓練を実施することで災害対応能力の向上を図る。【危機管理課】

警察・消防施設の耐震化や資機材等の充実

- 大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、自主防災組織等が使用できる救助資機材を配備する。【危機管理課】
- 大規模自然災害等により、無線通信施設が被害を受けた場合に備えたバックアップ施設・設備の整備及び消防救急無線の運用方法を確立する。【消防本部】
- 防災拠点となる公園として丸山公園を整備済であるが、公園自体の被災、接続道路の被災を想定した対応を検討する。【都市整備課、危機管理課】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに、消防詰所の老朽化に伴う更新を計画的に実施し、耐震化を進める。【危機管理課】
- 大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防団における救助資機材搭載可能な車両を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。【危機管理課】
- 消防団の装備基準に基づき、計画的に装備品等を整備する中で、トランシーバー等の通信手段の整備を進めている。引き続き、各団員が使用方法を熟知する訓練をする。【危機管理課】
- 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進

する。【危機管理課】

○既存のヘリコプター臨時離着陸場の維持管理を行うとともに、新しい場所の調査を行う。【消防本部、危機管理課】

自主防災組織、事業所等の救助・救急活動

○大規模災害時には警察や消防等の活動は制限され、自主防災組織や防災士等地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して市民の防災力向上を図る。【消防本部、危機管理課】

○今後、起こりうる災害に備え、宇和島市 NPO 登録団体及び中間支援組織との連携強化に向けて、平時から顔の見える関係づくりができるような支援を行う。【市民課】

○地震、津波が発生した際に住民が、「命を守る行動」をとることができるよう、地震津波避難訓練を継続して行う。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
消防団員の条例定数に対する実員数の割合（危機管理課）	93.4%	99%	市
津波避難ビル等で孤立した避難者に対する救助体制の整備（消防本部）	0%	活動要領策定	広域
愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数（消防本部）	0 回	1 回/年	広域
緊急消防援助隊の市域内応援における訓練回数（消防本部）	0 回	1 回/年	広域
災害時応援協定（救助・救急活動）の締結数（危機管理課）	1	1	市
消防庁舎の整備数及び耐震化率（消防本部）	3 署所 100%	3 署所 100%	広域
消防救急無線のデジタル化率（消防本部）	100%	100%	広域
防災拠点となる公園の整備率（都市整備課）	整備済	整備済	市
救助機関（消防・警察）の受入拠点数（消防本部、危機管理課）	14 箇所 (100%)	14 箇所 (100%)	広域、市
再掲：消防団詰所等整備数の耐震化率（危機管理課）	69%	86%	市
消防団車両の整備計画に基づく整備台数及び整備率（危機管理課）	128 台 (100%)	128 台 (100%)	市
消防団の資機材配備計画に基づくトランシーバー配備率（危機管理課）	0 台 (0%)	1,089 台 (100%)	市
防火水槽（水利）の設置数（危機管理課）	167 箇所	167 箇所	市
飛行場外臨時離着陸場の整備数（消防本部、危機管理課）	20 箇所	20 箇所	広域、市
防災出前講座の実施数（危機管理課）	98 回(H31)	100 回/年	市
市内 NPO 登録団体数（市民課）	60 団体	65 団体	市
地震津波避難訓練参加人数（危機管理課）	約 6,000 人	約 10,000 人	市
全市対象の地震津波避難訓練の実施数（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

推進方針

帰宅困難者等への対策

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める。【商工観光課】
- 大地震等による、帰宅を断念した場合などで行き場がないときに、帰宅困難者が待機できる場所を提供することを目的とした施設と事前協定を締結する。【危機管理課】
- 多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、行政機関や駅、商業施設、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保の訓練を実施する。また、帰宅困難者数の想定などの作業を行う。【危機管理課】
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。【危機管理課】

公共交通機関等との連携強化

- 大規模災害発生時等において帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業者等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数（危機管理課）	未締結	適宜見直し	市
帰宅困難者向けリーフレットの作成（危機管理課）	未作成	適宜作成	市
帰宅困難者対策訓練の実施（危機管理課）	未実施	適宜実施	市
災害時帰宅支援ステーション数（危機管理課）	未設定	検討	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

推進方針

災害時の医療体制等の充実強化

- 災害医療を継続するために必要な電気、水道、ガス等の確保や、非常用自家発電設備等の津波浸水対策を行う。【病院局】
- 災害時における具体的対応について定め、災害医療が行えるよう訓練を実施する。災害対策マニュアルを定期的に見直す。【病院局】

- 災害時多数発生する傷病者、入院患者及び医療従事者に対する災害用備蓄食品を確保する。【病院局】
- 市立宇和島病院、医師会、保健所と連携するため、各団体の行う防災訓練への積極的に参加する。また、マニュアル、要領に基づく机上訓練を実施する。【保険健康課】
- 老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う。また、修繕の必要な箇所を早期発見する。【保険健康課】
- 国保診療所において、災害発生時の医療資器材の持ち出し袋を配備し、島しょ部における緊急時の医療提供体制を図る。また、医薬品等の使用期限を確認する。【保険健康課】
- 医薬品・医療資器材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。【危機管理課】

保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- 災害時の保健衛生活動が円滑で効果的に実施できるよう、「愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「宇和島市災害時保健衛生活動マニュアル」に基づき、体制を強化する。【保険健康課】
- 災害時に支援が必要な要支援者等に対して、必要な支援を行うことができるよう、市、社会福祉協議会、市内福祉施設等の連携強化や人材育成等を行う。【福祉課、高齢者福祉課】

エネルギー供給の長期途絶対策

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、医療・保健・福祉施設等の公共施設における自家発電施設等の設置等を図るとともに、市内の関係事業者に対する啓発を行う。【高齢者福祉課、福祉課、保険健康課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
市立 3 病院の延床面積に対する耐震化率（病院局）	(H29.2)		
・市立宇和島病院	100%	100%	市
・市立吉田病院	50.8%	100%	市
・市立津島病院	100%	100%	市
市立宇和島病院の事業継続計画（BCP）策定状況（病院局）	策定済	100%	市
市立 3 病院の災害対策マニュアルの策定状況（病院局）	策定済	100%	市
市立 3 病院の災害備蓄計画の策定状況（病院局）	策定中	100%	市
市立 3 病院の食料備蓄量（病院局）	3 日分	100%	市
市立 3 病院の災害対策訓練の実施（病院局）	1 回/年	1 回/年	市
医療施設の耐震化率（保険健康課）	37.2%	100%	市
医療資器材の持ち出し袋（保険健康課）	確認済	適宜確認	市
E M I S 等を活用した訓練の実施回数（保険健康課）	12 回/年	12 回/年	県・市
薬品会社等との医療・保健・福祉物資の供給に関する協定数（危機管理課）	1	適宜見直し	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

推進方針

疫病・感染症等対策の整備

- 大規模災害に備え、下水道施設の計画的な設備整備・管理を行い、防災体制の整備を推進する。【都市整備課】
- 疫病・感染症対策等の体制を整備する。【生活環境課】
- 定期予防接種の実施結果を行政システムに入力し、適切に管理を行う。また新興感染症が発生した場合の住民接種会場を選定する。【保険健康課】
- 非常時に備え、医師会、薬剤師会、消防、行政で、対応策の確認を行う。【保険健康課】
- 避難所等に設置する仮設トイレが不足する場合には、他自治体や関係事業者団体との連携を密にし、仮設トイレを確保する。【生活環境課】
- し尿処理施設の稼働状況について確認し、必要な対応を調整・協議する。【生活環境課】
- 汚水処理人口普及率向上に向け、「単独浄化槽、汲取り便槽」から「合併浄化槽」への改造を推進する。【都市整備課】
- 災害時においても被害を最小限に留め、継続した業務を可能とするため、長寿命化総合計画に基づき、維持管理データの蓄積を行い、計画的な予防保全を行う。【広域事務組合】

遺体の措置対策等の体制整備

- 遺体対策等の体制を整備する。【生活環境課】
- 大規模災害等が発生し、多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、斎場 2 施設の人員配置等の体制を構築する。また、「広域火葬体制」に係る県からの応援要請に対する受援体制の整備及び県内市町との連携を図る。【生活環境課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
下水道汚水処理人口普及率（都市整備課）	22.3%	25%	市
定期予防接種の実施結果のシステム管理状況（保険健康課）	実施	実施	市
医師会、薬剤師会、消防、行政による打合会の実施状況（保険健康課）	1 回/年	1 回/年	市
汚泥再生処理センターの長寿命化総合計画の策定状況（広域事務組合）	策定済(H29)	R3 見直し	広域
汚泥再生処理センターの整備状況（広域事務組合）	毎年実施	毎年実施	広域
火葬炉の維持修繕の実施状況（生活環境課）	毎年実施	毎年実施	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

推進方針

避難所運営体制の強化、避難所環境の向上

- 指定緊急避難場所、指定避難所等の避難場所を確保し、避難場所表示看板の設置や防災訓練の実施など普段から住民に周知する。避難所運営マニュアルの策定に際しては、女性の視点を取り入れるとともに、高齢者、子ども及び障がい者等の避難行動要支援者へ配慮した避難所のあり方や対応について検討する。【危機管理課】
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組み、市民の防災意識の向上を図る。【危機管理課】
- 災害に対応するため、自主防災組織の組織率 100 %を目指すとともに、自主防災リーダーの育成に努め、避難所の運営について、自主防災会や防災士と連携し、地域で自主運営できるようになることを目指す。【危機管理課】
- 災害に対応するため、避難所運営に必要な衛生環境保持を含む備蓄資機材の充実を図り、生活環境の向上を推進する。【危機管理課】
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める。【危機管理課、生涯学習課】
- 自主防災組織や施設管理者が主体となり、地域の実情に応じた避難所単位の避難所運営マニュアルの作成を進める。【危機管理課、生涯学習課】
- 各地域で住民主体の避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行う。【危機管理課、生涯学習課】
- 避難所開設訓練を実施する。【生涯学習課、危機管理課】
- 災害の規模・状況に応じて市外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う。【危機管理課】
- 避難行動要支援者の避難を的確に実施するため、消防団、自主防災組織、自治会、防災士連絡会等に避難行動要支援者名簿状況を提供するとともに、研修や訓練等を実施するなど避難支援体制を整備する。【福祉課、危機管理課】
- 災害時において、要配慮者が避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況とならないよう、地域コミュニティにおける自助・共助による支援体制を構築する。【福祉課、こども家庭課、危機管理課】
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう備蓄場所にて適切に管理する。備蓄物資の在庫管理を常時行うとともに、各家庭や地域での備蓄や企業等協定先との連携を強化する。【危機管理課】
- 指定避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等の防災資機材の充実を図る。【危機管理課】

- 主要な避難所へ分散備蓄を行っているが、災害発生時に避難所へ物資を速やかに配送するため、備蓄庫の増設を検討する。民間の空き倉庫の賃貸あるいは拠点となる備蓄倉庫の整備についても検討する。【危機管理課】
- 家庭における備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄を確保する。【危機管理課】

福祉避難所の指定促進、運営体制の支援

- 福祉避難所に従事する人員を確保する。【高齢者福祉課】
- 福祉避難所において、訓練に必要な資機材を整備することで定期的な実働訓練を行う。また、未協定施設に対しても継続的に事業趣旨理解を求め、福祉避難所の拡充を図る。【高齢者福祉課、危機管理課】

保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- 避難所における認知症患者の行動により、避難所内での誤った偏見や批判を生まないため、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の育成を図る。【高齢者福祉課】

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 環境衛生面の維持には、下水道の役割は大きく、下水管渠の耐震化等に取り組む。【都市整備課】
- 大規模災害時の下水機能の不全に備え、避難所等へ簡易トイレや仮設トイレ等を迅速に供給できる体制を整備する。【生活環境課、危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
避難所運営マニュアル（基本モデル）の策定・見直し状況（危機管理課）	策定（H28）	適宜見直し	市
避難所運営マニュアルの策定数（危機管理課）	0 施設	172 施設	市
防災士資格取得者数（危機管理課）	800 人	1,000 人	市
自主防災組織の組織率（危機管理課）	92.4%	100%	市
防災士連絡会員による避難所運営訓練回数（危機管理課）	－	10 回/年	市
避難所運営リーダーの養成の実施状況（危機管理課）	H30：3 名、 R1：2 名	5 人/年	市
避難所運営に関する住民等への説明会・訓練回数（危機管理課）	0 施設・ 0 回/年	1 施設・ 1 回/年	市
避難所開設訓練の実施状況（危機管理課）	未実施	1 回/年	市
救援物資受入拠点の確保数・見直し（危機管理課）	3	3	市
（救援物資の）受入訓練の実施（危機管理課）	未実施	1 回/年	市
宇和島市避難行動要支援者避難支援プランの策定状況（福祉課）	策定済（H22）	適宜更新	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
避難行動要支援者名簿の更新・提供（福祉課、危機管理課）	2 回/年	2 回/年	市
避難行動要支援者の個別計画作成数（福祉課）	213	1,000	市
要配慮者避難支援に取り組む地域組織を支援した回数（危機管理課）	1 回/年	5 回/年	市
市備蓄計画に基づく備蓄量及び充足数（水・食料・資機材等）（危機管理課）			
・ 水 （目標数 105,000 ℓ）	77%	100%	市
・ 食料 （目標数 78,460 食）	100%	100%	市
・ 資機材（毛布） （目標数 8,500 枚）	77%	100%	市
・ 資機材（簡易トイレ）（目標数 267 基）	100%	100%	市
指定避難所における非常用電源（発電機含む）の配備数（危機管理課）	96 施設	110 施設	市
トイレカー（2 室型・多機能型）の整備数（危機管理課）	3 台	適宜見直し	市
基幹避難所における備蓄倉庫数（危機管理課）	38 箇所	38 箇所	市
福祉避難所の設置・運営に関する協定数（高齢者福祉課、危機管理課）	15 箇所	30 箇所	市
民間企業・団体等との避難所運営等に関する応援協定数（危機管理課）	7 企業等	7 企業等	市
福祉避難所の指定数（福祉課、高齢者福祉課）	9 箇所	32 箇所	市
認知症サポーター受講者数（高齢者福祉課）	11,133 名 (R2.3)	12,000 名	市

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針

行政機能の確保（業務継続計画（BCP）の作成・推進）

- 災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、最新の知見等を踏まえ、適切に業務継続計画（BCP）の改定を行う。【危機管理課】
- 大規模災害時の拠点となる庁舎が被災した場合、災害対策本部を行う代替機能を持った庁舎等に関しては、業務継続計画（BCP）で位置づけている。しかし、代替庁舎等は、どれも脆弱で十分な機能を果たすことは困難であり、電源や本部会議室等については、庁舎改修の完了を待つことになる。丸山クラブハウスが災害対策本部の代替機能を果たせるよう整備を行う。【危機管理課、文化・スポーツ課】
- 大規模地震災害発生時や風水雪害対応の初動段階から事態安定期に至るまでの時期において、市職員が勤務時間内外にかかわらず、速やかに初動体制を確立し、的確な対応が遂行できるよう、災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示すことを目的とし初期対応マニュアルの適切な改定と内容を職員に周知する。【危機管理課】
- 災害対策本部の要員に対し、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練等の様々な訓練を継続して行うとともに、職員の防災士の資格取得を促進する。【危機管理課】

行政機能の確保（庁舎の耐震化等）

- 本庁舎及び各支所の庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点となる施設であるため、耐震基準を満たしていない庁舎の耐震化整備を進める。【財政課】
- 大規模災害時に拠点となる災害対策本部・支所部を設置する本庁舎及び各支所の非常用電源等の整備を進めており、今後は定期的な点検及び試験運転等を実施し、災害時に備える。【財政課】
- 大規模災害時に必要となる燃料等を確保するため、関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を構築する。【財政課】
- 大規模災害に備え、学校施設の耐震化等防災対策を推進する。また、早期に学校統廃合との方向性を決定する。【教育総務課】
- 大規模災害に備え、市有の文化・体育施設の耐震化等防災対策を推進する。【企画課、文化・スポーツ課】
- 公民館の耐震化計画を策定し、耐震化を進める。【生涯学習課】
- 庁舎内の非構造部材の耐震化を進めるとともに、ロッカー等の転倒防止対策を行う。【財政課】

行政機能の確保（災害対策本部の機能強化）

- 大規模災害時に、市関係部署や国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確に対応するため、定期的に、市防災会議の開催や県防災訓練への参加を実施する。【危機管理課】
- 本市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【総務課】
- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、他自治体との災害時における相互応援協定の締結を促進する。【危機管理課】
- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害対策本部訓練を継続的に実施する。【危機管理課】
- 大規模災害時の拠点となる本庁舎や支所等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める。また、物資の保管スペースに限界があるため、適切に管理が行えるよう備蓄倉庫の整備検討をする。【危機管理課】
- 大規模災害時（避難情報発令時）に、要配慮者等に対する迅速かつ安全な避難支援のため、福祉タクシー業者等による輸送実施を可能とする体制を整備する。【危機管理課】

行政機能の確保（通信・情報共有システムの充実）

- 災害時に自庁舎が被災しても、ICT 資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保するために、ICT－BCP を最新の知見等を踏まえ策定する。【危機管理課、デジタル推進課】
- 定期的に外部データセンターにおけるバックアップ状況について把握する。【デジタル推進課】
- 老朽化した診療所、保健センターについて、修繕箇所の発見に努め、早期の修繕を行う。【保険健康課】
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する。【危機管理課】
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。【危機管理課】
- 大規模災害発生時に、学校施設の被災状況を速やかに確認する方法として防犯カメラを設置する。【教育総務課】

治安の維持

- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
自治体の業務継続計画（BCP）策定・見直し状況（危機管理課）	策定（H30）	適宜見直し	市
災害発生時の職員初動マニュアルの策定・周知（危機管理課）	修正（R2）	適宜修正	市
市並びに関係機関のタイムライン作成（危機管理課）	策定済	適宜修正	市
職員の防災士資格取得者数（危機管理課）	28 人	50 人	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
本庁舎・支所の箇所数に対する耐震化率（財政課）	50%	100%	市
公民館の耐震化率（生涯学習課）	78.8%	100%	市
小中学校施設の耐震化率（教育総務課）	96.1%	100%	市
災害対策本部における非常用電源の整備率（危機管理課）	100%	100%	市
業務継続のために必用な発電用燃料の充足度（危機管理課）	100%	100%	市
燃料等の調達に関する協定の締結数（危機管理課）	2 団体	2 団体	市
市受援計画の策定状況（総務課、危機管理課）	検討中	策定	市
市防災会議の開催・県防災訓練への参加（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	市
他機関との合同受入訓練の実施（危機管理課、総務課）	1 回/年	1 回/年	市
職員向け研修・訓練の実施（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	市
災害時応援協定（防災インフラ）締結数（危機管理課）	26 事業者	適宜見直し	市
災害時相互応援協定（防災インフラ）締結数（危機管理課）	6 団体	適宜見直し	市
災害対策本部訓練の実施回数（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	市
備蓄計画の策定・見直し（危機管理課）	策定（H29）	適宜修正	市
災害対策本部員の食料・飲料水の確保状況（危機管理課）			
・水（目標数 1,830 ℓ）	10%	100%	市
・食料（目標数 1,220 食）	10%	100%	市
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定（デジタル推進課）	未策定	策定	市
職員参集メール応答訓練の実施数（危機管理課）	運用中	適宜見直し	市
被災者生活再建支援システムの導入（危機管理課）	導入（H29）	適宜更新	市
小中学校施設の防犯カメラ設置数（教育総務課）全 34 校	0 台（R2）	136 台	市
拘置所との連絡網の整備・見直し（危機管理課・学校教育課）	整備（H29）	適宜更新	市

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

推進方針

防災拠点施設等における通信の確保

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。【危機管理課、消防本部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じた新たな手段を検討する。【危機管理課】
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や R P A ・ A I 等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。【危機管理課、デジタル推進課】
- 平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合に、その連絡手段を確保するため、防災用ファブレット・タブレットの配備や消防団に対する I P 無線機・無人航空機（ドローン）の配備、その他の連絡手段についても検討する。【危機管理課】
- 公共建築物において再生可能エネルギーや省エネルギーを率先導入することにより、住宅等の一般建築物にも取組みを波及させる。また、災害時の非常用電源としての側面から防災機能の拡充を図る。【生活環境課】

通信事業者との連携強化

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する。【生活環境課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
県防災通信システム・県災害情報システムの導入(危機管理課)	導入済 (H29)	適宜更新	県、市
衛星携帯電話、防災通信システム (消防本部)	整備済	適宜更新	広域
防災用ファブレット：市災害対策本部の整備数 (危機管理課)	115 台	115 台	市
防災用タブレット：市災害対策本部の整備数 (危機管理課)	20 台	20 台	市
消防団の I P 無線機配備数 (危機管理課)	233 台	233 台	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
消防団の無人航空機（ドローン）配備数（危機管理課）			
・本庁（危機管理課）	3 機	3 機	市
・各支所（吉田・三間・津島）	各 1 機 計 3 機	各 1 機 計 3 機	市
公共施設における再生可能エネルギー等の導入施設数（生活環境課）	7 件	9 件	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

推進方針

テレビ・ラジオ放送の中断等対策

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図る。【デジタル推進課】
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
安心安全情報メールの登録数（デジタル推進課）	8,385 人	10,000 人	市
災害時応援協定（通信インフラ）の締結数（危機管理課）	4 事業	4 事業者	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

推進方針

災害情報の伝達手段の多重化・多様化

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じた新たな手段を検討する。【危機管理課、市長公室、デジタル推進課】
- 空振りを恐れず、住民に対し適切な避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保等を行う。【危機管理課】
- 災害時等（原子力災害時を含む）通信網の寸断や輻輳が発生した場合に備え、災害情報等の断絶など

の孤立が想定される地区に対して必要な通信手段を整備する。【危機管理課】 ○非常時に備え、親局や中継局の非常用発電機や屋外拡声子局のバッテリーなど、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。【危機管理課】			
適切な避難勧告等の発令			
○水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等多数の人的被害が発生する恐れがある災害に対して、避難勧告等を適切に発令するための具体的な判断基準や市民等への伝達方法を整備し、適宜、見直す。【危機管理課】 ○市避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、定期的に見直す。また、水位周知河川指定後の対象河川、強風・暴風・突風災害、緊急速報メールの配信基準等を反映する。【危機管理課】			
市民の避難意識等の向上			
○災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう非常通信マニュアルを適切に改訂するとともに、平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的実施する。【危機管理課】			
災害弱者対策の推進			
○高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時のスムーズな避難行動に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の適切な更新や個別計画の策定を行い、支援体制を整備する。【福祉課、危機管理課】 ○災害発生時において、情報の入手が困難な要配慮者等にも配慮した多様な情報伝達手段を整備する。【高齢者福祉課、福祉課、商工観光課、危機管理課】			
指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
市民への情報伝達手段の多重化・多様化（危機管理課）			
・市 FM 告知放送システムの整備状況 ：防災ラジオ（危機管理課）	26,020 台 (全戸配付)	36,000 台	市
・市 FM 告知放送システムの整備状況 ：屋外拡声子局（危機管理課）	246 機	246 機	市
・安心安全情報メールの登録数（デジタル推進課）	8,385 人	10,000 人	市
・伊達なうわじま安心ナビ（防災アプリ）登録数（危機管理課）	20,939 件	30,000 件	市
・市テレビ・プッシュサービス利用件数（危機管理課）	126 件	400 件	市
・衛星携帯電話配備数：孤立化対策（危機管理課）	6 台	6 台	市
・衛星携帯電話配備数：原子力防災用（危機管理課）	2 台	2 台	県
屋外拡声子局の非常用発電設備配備率（危機管理課）	100%	100%	市
市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・見直し（危機管理課）	改定（R2）	適宜更新	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
情報伝達訓練（各情報伝達手段連携訓練）の実施回数（危機管理課）			
・Jアラート（全国）	4 回/年	4 回/年	国、市
・Jアラート（月例）	1 回/月	1 回/月	市
・緊急地震速報（全国）	2 回/年	2 回/年	国、市
・Lアラート（全国）	1 回/年	1 回/年	国、市
・県災害情報システム訓練	1 回/年	1 回/年	県、市
市 HP、公式 SNS（FB、Twitter、LINE）での情報発信 （市長公室）	－	－	市

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

推進方針

サプライチェーンの寸断対策

- 油槽所における災害（タンク火災等）等への対応として、警防活動要領（危険物火災）を策定し、要領に基づく訓練を実施する。また、消火薬剤の整備計画を策定する。【消防本部】
- 大規模な油汚染事故での防除活動において、複数の機関がそれぞれの立場において活動・連携をとり、的確な措置を行う。【危機管理課、水産課、建設課】
- 石油等の流出による火災に対する消火対策として、海上保安部との連携強化を図る。また、合同訓練等を実施し連携を強化する。【消防本部、危機管理課、水産課、建設課】
- 応急活動に必要な燃料の確保のため、災害活動に必要な消防車両への安定的な燃料給油をする。【消防本部】
- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定（燃料供給協定）の締結を促進する。【危機管理課】
- 緊急輸送道路の適切な維持管理を継続する。【建設課】
- 橋梁やトンネルの老朽化対策については、長寿命化修繕計画（個別施設計画）に則り、インフラ施設の長寿命化や橋梁及びトンネルの予防保全型補修工事を今後も継続する。【建設課】
- 大規模災害発生時における企業経済活動の継続を図り混乱の防止を図るため、商工部門と協力し、事業継続計画（BCP）策定を支援する。【危機管理課、商工観光課】
- 災害に強い産業構造を構築するため、事業環境の整備を総合的に推進する。【商工観光課】
- 大規模災害発生時のサプライチェーンを確保するため、事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を推進し、計画策定に必要な情報等を提供するなどの支援を行う。【生活環境課、水産課、農林課、商工観光課】

エネルギー供給体制の確保

- 長期にわたる電気の供給停止時にも、学校施設内において電気を確保するため、太陽光発電システム等の設置を検討する。【教育総務課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
警防活動要領（危険物火災）の策定状況（消防本部）	未策定	策定	広域
警防活動要領に基づく訓練実施状況（消防本部）	未実施	1 回/年	広域
宇和海地区大量排出油等防除協議会への参加 （危機管理課、水産課、建設課）	1 回/年	1 回/年	市
オイルフェンス展張等の訓練への参加（危機管理課）	毎年実施	1 回/年	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
災害時における石油類燃料の供給に関する協定（危機管理課）	締結済	適宜見直し	市
港湾大規模地震対策施設の整備状況（建設課）	整備済	適宜更新	市
（参考）FIT 認定による導入容量の状況（生活環境課）	55,202kW (R1.9)	－	民間

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

推進方針

金融機関における防災対策の推進

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。【商工観光課】
- 指定金融機関が策定している事業継続計画（BCP）との調整連携をする。【出納室】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
自治体の指定金融機関の事業継続計画（BCP）策定状況 (出納室)	未策定	調整連携予定	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

5-3 食料等の安定供給の停滞

推進方針

農業生産基盤等の整備、食料等の供給体制の確保

- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、他自治体との災害時における相互応援協定の締結を促進する。【危機管理課】
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合、漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を推進する。【農林課、水産課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
災害時応援協定締結数（危機管理課）	38 協定	適宜見直し	市
災害時応援協定締結数（危機管理課）	6 団体	適宜見直し	市
衛生管理型荷さばき施設の整備（水産課）	整備済	完了	市
農業用排水機場（農林課）	1 箇所	1 箇所	市
農業用排水機場耐震照査数（農林課）	1 箇所	1 箇所	市
長寿命化対策工事の実施（農林課）	実施済（H29）	適宜更新	市

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

推進方針

ライフライン事業者の防災対策の推進

- 基幹道路施設の耐震適合について調査する。【建設課】
- 大規模災害による電力、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、各ライフライン事業者に対して、施設や設備の耐震化等防災対策を推進し、平時から情報共有や意見交換を通じて連携体制を強化する。【生活環境課、デジタル推進課】
- 災害発生時に停電になる可能性があることを踏まえ、避難所となる学校施設の体育館等への電力供給を目的として非常用発電機を整備する。【危機管理課】
- 上水道施設について、耐震診断により現状の耐震性の確認と対策の必要性を確認し、耐震化を計画的に進める。【水道局】
- 老朽化した管路を更新する。【水道局】
- 施設、管路の復旧に必要となる物資の供給についての民間事業者との協定について、協定締結事業者の拡充と協定内容の充実等を図る。【水道局】
- 水道局業務継続計画の早期の策定と定期的な見直しを行う。【水道局】
- 柿原浄水場の自家発電設備更新に併せ、連続運転時間の延長を図る。【水道局】

エネルギー供給の多様化

- 災害時における対応に支障をきたさないようにするため、災害時応援協定（燃料供給協定）の締結を促進する。【危機管理課】
- 災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンドに供給体制の確保を図る。【消防本部】
- 大規模災害による電力不足に備え、可搬式発電機や蓄電池、太陽光発電の導入を推進する。【危機管理課】
- 大規模災害により水道の供給が停止した場合に備え、災害応急用井戸の登録について、周知、啓発を図る。【生活環境課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
基幹道路施設の耐震適合（建設課）	未実施	調査	市
ライフラインへの自家発電設備等の設置数（生活環境課）	14 事業所 (R1.12)	適宜調査	市
市指定避難所等への可搬型発電機の設置数及び整備率 (危機管理課)	96 箇所 (55%)	110 箇所 (63%)	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
浄水場耐震化率（水道局）	95.9%（R1.3）	100%	市
ポンプ場耐震化率（水道局）	49.9%（R1.3）	100%	市
配水池耐震化率（水道局）	30.1%（R1.3）	100%	市
老朽化した管路の更新（水道局）	13.4%（R1.3）	18.0%	市
水道局業務継続計画（水道局）	策定中	策定済	市
ガソリンスタンドの自家発電設備等設置率（消防本部）	47.7%（R2.7）	100%	広域

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

推進方針

排水・汚水処理施設の防災対策の推進

- 下水道施設の耐震診断を行い、耐震化を進める。【都市整備課】
- 大規模災害の被害から迅速な復旧ができるよう、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し継続して施設が稼働できる体制とする。【都市整備課】
- 大規模災害時における長期の停電に備え、自家発電設備の設置を進める。汚水マンホールポンプ場（5箇所）に自家発電設備を用意する。【都市整備課】
- 漁業集落排水施設のストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策等を推進する。【水産課】
- 汚水処理人口普及率向上に向け、「単独浄化槽、汲取り便槽」から「合併浄化槽」への改造推進をする。【都市整備課】
- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく。【生活環境課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
下水道施設の耐震診断の状況（都市整備課）	未実施	未定	市
重要な下水道幹線の耐震化率（都市整備課）	95%	95%	市
簡易下水道業務継続計画（BCP）の策定状況（都市整備課）	策定済（H27）	適宜見直し	市
下水道施設業務継続計画（BCP）の策定状況（都市整備課）	未策定	策定予定	市
汚水マンホールポンプ場自家発電整備率（都市整備課）	0%	25%	市
漁業集落排水施設の整備率（水産課）	0%	100%	市
汚水処理人口普及率（都市整備課）	59%	77%	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

推進方針

交通ネットワークの維持

- 公共交通の早期復旧に欠かせない車両や船舶等について、民間事業者等と連携し、災害発生時の退避方法や保管場所の確認、速やかな情報共有を行える体制の構築に努める。【企画課】
- 緊急輸送道路や橋梁及びトンネルの適切な維持管理を継続する。橋梁及びトンネルについては、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に老朽化対策等を推進する。【建設課】

港湾・漁港施設等の防災対策

- 漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に老朽化対策等を推進する。【水産課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
緊急輸送路の整備率（建設課）	100%	100%	市
橋梁及びトンネルの長寿命化計画（建設課）	策定済(R2)	適宜見直し	市
全漁港の長寿命化計画（水産課）	策定中	100%	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

推進方針

早期の復旧体制の整備

- 道路閉塞等を迅速に解消するため、愛媛県道路啓開計画（H29.3）等に基づき、国や県、周辺市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期復旧・早期啓開体制を整備する。【企画課、建設課】
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業協会と締結している応急対策業務協定が有効に機能するよう定期的な見直し、連携を行う。【建設課】

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

推進方針

市街地火災への対策

- 老朽化した消火器を使用しないよう点検報告、立入検査等において指導する。【消防本部】
- 消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制を確立する中で、建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。【危機管理課】
- 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であるため、湖沼やため池用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。時期によっては、川やプールに水がないため、地元と消防団員との連携を密にする。【危機管理課】

海上・臨海部の広域複合災害対策

- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。【都市整備課】
- 公園の保安管理・清掃管理・維持管理を行う。【都市整備課】

建物倒壊による交通麻痺からの早期の復旧体制の整備

- 感震ブレーカーの普及率を向上させる。【消防本部】
- 老朽危険空家除却のさらなる促進を図る。【建築住宅課】
- 民間木造住宅の耐震改修工事等への補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を実施することにより、住宅の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 避難路等に面して設置されている民間の危険なブロック塀等の除却や建替費用の一部の補助を継続することにより、ブロック塀等の安全対策を促進する。【建築住宅課】
- 二次災害を防止するために行う被災建築物応急危険度判定の体制整備、判定士の確保を県と連携して進める。【建築住宅課】
- 被災宅地危険度判定士を数多く養成し、有事の際に迅速で正確な宅地の被災判定を行うことができる体制を整える。【都市整備課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
消火器の設置が義務となる防火対象物及び危険物施設の設置状況（消防本部）	設置済	—	広域
再掲：可搬型小型動力ポンプ（B級）配備数及び配備率（危機管理課）	135 台 (110%)	135 台 (110%)	市
再掲：耐震性防火水槽の設置数及び既存防火水槽の耐震化率（危機管理課）	4 基 (2.4%)	4 基 (2.4%)	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
老朽危険空家の除却に関する累計補助件数（建築住宅課）	39 件(H28～ 31 年度)	200 件	市
再掲：住宅の耐震化率（建築住宅課）	68.9%（H25）	80%（R2）	市
ブロック塀等の安全対策への累計補助件数（建築住宅課）	7 件(H31)	90 件	市
被災宅地危険度判定士（都市整備課）	41 名	50 人	市
1 人当たり公園面積（都市整備課）	25.3 ㎡／人	25.3 ㎡／人	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

推進方針

ため池等の防災対策

- 大規模地震や台風・豪雨等により被災を受けた場合に人家等に影響を及ぼすリスクが高いため池や、堰等の農業用施設の改修や長寿命化対策、耐震対策を進める。【農林課】
- ため池が決壊した場合に下流域住民の安全を確保するため、浸水想定区域やハザードマップの作成を進めており、今後は地域住民へ周知する。【農林課】

堤防・護岸等の防災対策

- 下水道施設のストックマネジメントに基づき、長寿命化対策を図る。汚水処理場に加え、雨水排水ポンプ場も順次整備していく。【都市整備課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
ため池の点検実施箇所数（農林課）	181 箇所	181 箇所	市
ため池ハザードマップの作成状況（農林課）	6 箇所(R1)	149 箇所(R2)	市
下水道施設のストックマネジメント計画の作成状況（都市整備課）	策定中	策定後、 適宜見直し	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

推進方針

有害物質の拡散・流出対策

- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る。【危機管理課】

- 国際情勢や市の地理的、社会的特性を踏まえ、特に弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模テロなどにも留意し、国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、国民保護計画の見直しを検討する。【危機管理課】
- 専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。【危機管理課】
- 有害物質の大規模拡散・流出による負傷者の救助及び住民の避難誘導のため、定期的な車両及び装備品の更新や生物・化学剤による災害発生時の活動要領に基づく訓練を実施する。【消防本部】
- 有害物質の情報把握をする。【消防本部】
- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく。【生活環境課】
- 倒壊建築物の解体時等において石綿（アスベスト）が飛散するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。【建築住宅課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
国民保護協議会の開催及び国民保護計画の見直し（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	市
有害物質の情報把握体制の整備（国民保護事案、原子力防災）（危機管理課）	策定済	適宜更新	県、市
県原子力防災訓練への参加（危機管理課）	1 回/年	1 回/年	県、市
救助工作車の配備数（消防本部：宇和島消防署）	1 台	現状維持	広域
広報車・安全指導車の配備数（消防本部：宇和島消防署）	4 台	現状維持	広域
安全指導車の配備数（消防本部：吉田分署）	1 台	現状維持	広域
安全指導車の配備数（消防本部：津島分署）	1 台	現状維持	広域
化学防護服の整備着数（消防本部：宇和島消防署）	6 着	現状維持	広域
生物・化学剤による災害発生時の活動要領の作成（消防本部）	策定済	適宜更新	広域
活動要領に基づく訓練実施状況（消防本部）	0 回	1 回/年	広域

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-4 農地、森林等の被害

推進方針

農地等の荒廃防止対策

- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して、農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌浸食防止）を確保する。【農林課】
- 農地が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携し農地保全活動を推進する。また、農業従事者の減少や高齢化に対し対策する。【農林課】

森林等の荒廃防止対策

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や治山・地すべり対策事業等効果的な山地防災対策を実施する。【農林課】
- 森林が持つ機能を発揮させるため、鳥獣からの被害を防止する。猟友会員の高齢化や減少に対し対策する。【農林課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
農地保全に関する地元要望箇所等の整備（農林課）	順次	順次	市
農地保全に関わる多面的機能活動組織数（農林課）	49 組織	49 組織	市
農用地のカバー率 （多面的機能支払交付金対象農用地面積）（農林課）	16,094,500 m ²	16,094,500 m ²	市

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

推進方針

災害廃棄物処理体制の構築

- 今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理しておく。【生活環境課】
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する。【生活環境課】

災害廃棄物処理への協力体制の構築

- 建設事業者団体、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体等と災害廃棄物処理に関する支援協定を締結することを検討し、緊急性の高い順に協議を進める。【生活環境課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
災害廃棄物処理担当者初動対応マニュアル（生活環境課）	策定済	適宜見直し	市
市災害廃棄物処理計画の作成（生活環境課）	策定済	適宜見直し	市
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定締結状況（生活環境課）	締結済	適宜見直し	市
災害時におけるごみ等に係る協定締結数（生活環境課）	未締結	許可業者等と 締結予定	市
産業廃棄物協会や民間事業者との協定締結状況（生活環境課）	締結済	適宜見直し	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

推進方針

建設事業者等との連携

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業協会と締結している応急対策業務協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【建設課】

ボランティアやNPO等との連携

- 災害救援ボランティア活動マニュアルに基づき、円滑な応急対策が実践できるようにする。【保護課】
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【危機管理課】

地域コミュニティの活性化（復旧・復興を担う人材等の確保）

- 各地区における防災計画の策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じ、地域コミュニティの活性化を図る。【危機管理課】
- 平常時には災害に備えた取組みを実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行う自主防災組織は、地域防災力向上において必要不可欠であることから、結成率を向上する。【危機管理課】
- 自主防災組織活動の活性化、防災士等の地域防災リーダーの育成や資機材整備に積極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図る。また、地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。【危機管理課】
- 市補助金による自主防災組織への防災物品等購入補助を行うことにより、自主防災組織の活動及び災害対策を推進する。【危機管理課】
- 地域コミュニティの基盤となる自治会・まちづくり協議会の活動等を支援する。【危機管理課】
- 避難所運営体制検討会の実施に向けた検討をする。【生涯学習課】

事前復興の検討

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。【国土調査課】
- 南海トラフ地震発生後、迅速かつ着実に復興まちづくりをすすめることができるよう、あらかじめ、復興課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた計画を策定する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
災害救援ボランティア活動マニュアルの策定状況（保護課）	策定済	適宜修正	市
災害ボランティアコーディネーター研修会への参加団体数（保護課）	12 団体	適宜見直し	市社協
災害ボランティア講座の実施数（保護課）	1 回	2 回/年	市社協
災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施数（保護課）	未実施	1 回/年	市社協
災害ボランティアに関する災害時応援協定の締結数（保護課）	0	適宜見直し	市社協
地区防災計画の策定数（危機管理課）	2 団体	自治会単位で (90%)	市

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
自主防災組織の結成数及び結成率（危機管理課）	423 団体 (92.4%)	487 団体 (100%)	市
自主防災組織の訓練実施団体数及び実施率（危機管理課）	118 団体 (24.2%)	390 団体 (80%)	市
市補助金による自主防災組織の防災物品等購入件数（危機管理課）	累計 87 件	10 件/年	市
防災出前講座の実施回数（危機管理課）	98 回/年	100 回/年	市
避難所運営体制検討会の開催状況（生涯学習課）	未実施	マニュアル等 作成の上実施	市
地籍調査進捗率（国土調査課）	71.1% (R2.4)	76%	市
事前復興まちづくり計画の公表率（危機管理課）	未実施	3 地区 (100%)	市
事前復興まちづくり計画（概要版）の対象市民への周知率（危機管理課）	未実施	3 地区 (100%)	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針

文化財の防災対策

○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承とその被害を最小限にとどめるため、耐震化等防災対策を進める。また、博物館等における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。【文化・スポーツ課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
展示・収蔵方法の点検状況（文化・スポーツ課）	実施	適時実施	市
えひめ文化財防災マニュアルの策定（文化・スポーツ課）	策定済	適宜修正	県
えひめ文化財災害訓練の実施状況（文化・スポーツ課）	実施	適時実施	県

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

推進方針

罹災証明書等の速やかな発行に向けた体制整備

- 被災者の生活再建支援の基礎情報となる、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため、県及び市町が共同で導入した電子システムの円滑な運用を行う。【税務課・危機管理課】
- 大規模災害時においても、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成ができるよう、県と市が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援策に早期着手できる体制を構築する。【税務課・危機管理課】

住まいの再建支援

- 被災で住宅等を失った住民に対して、速やかに住まいの場を確保できるよう、県と連携しながら応急仮設住宅の供給体制の強化に努める。【建築住宅課】

生活再建に関する支援制度の理解

- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る。【危機管理課】

事前復興の検討・復興対策

- 災害時に影響のない用地の確保を検討する。【都市整備課】
- 南海トラフ巨大地震など大規模災害への対策として、平時から応急仮設住宅の建設候補地を選定・確保する。【建築住宅課】
- 南海トラフ地震発生後、迅速かつ着実に復興まちづくりをすすめることができるよう、あらかじめ、復興課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた計画を策定する。【危機管理課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
応急仮設住宅建設候補地充足率（建築住宅課）	96.48% (6,215 戸)	100%	市
事前復興まちづくり計画の公表率（危機管理課）	未実施	3 地区 (100%)	市
事前復興まちづくり計画（概要版）の対象市民への周知率（危機管理課）	未実施	3 地区 (100%)	市

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

推進方針

風評被害等への対策

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【市長公室、危機管理課】
- 大規模災害が発生し情報インフラが麻痺した場合の代替措置を検討する。【市長公室】
- 災害発生後に風評被害を防ぐため、国・県と連携し、科学的根拠に基づく農産物、水産物、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動等を推進する。【農林課、水産課】

指標	現状値	目標値 (R9 年度末)	取組主体
本市危機管理における個別マニュアル数（危機管理課）	31	適宜見直し	市

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、県地域計画と連携を図りながら、「人命保護」を最優先に、強靱化に資する「緊急性」や「効果の大きさ」等を踏まえて、次の15の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定する。

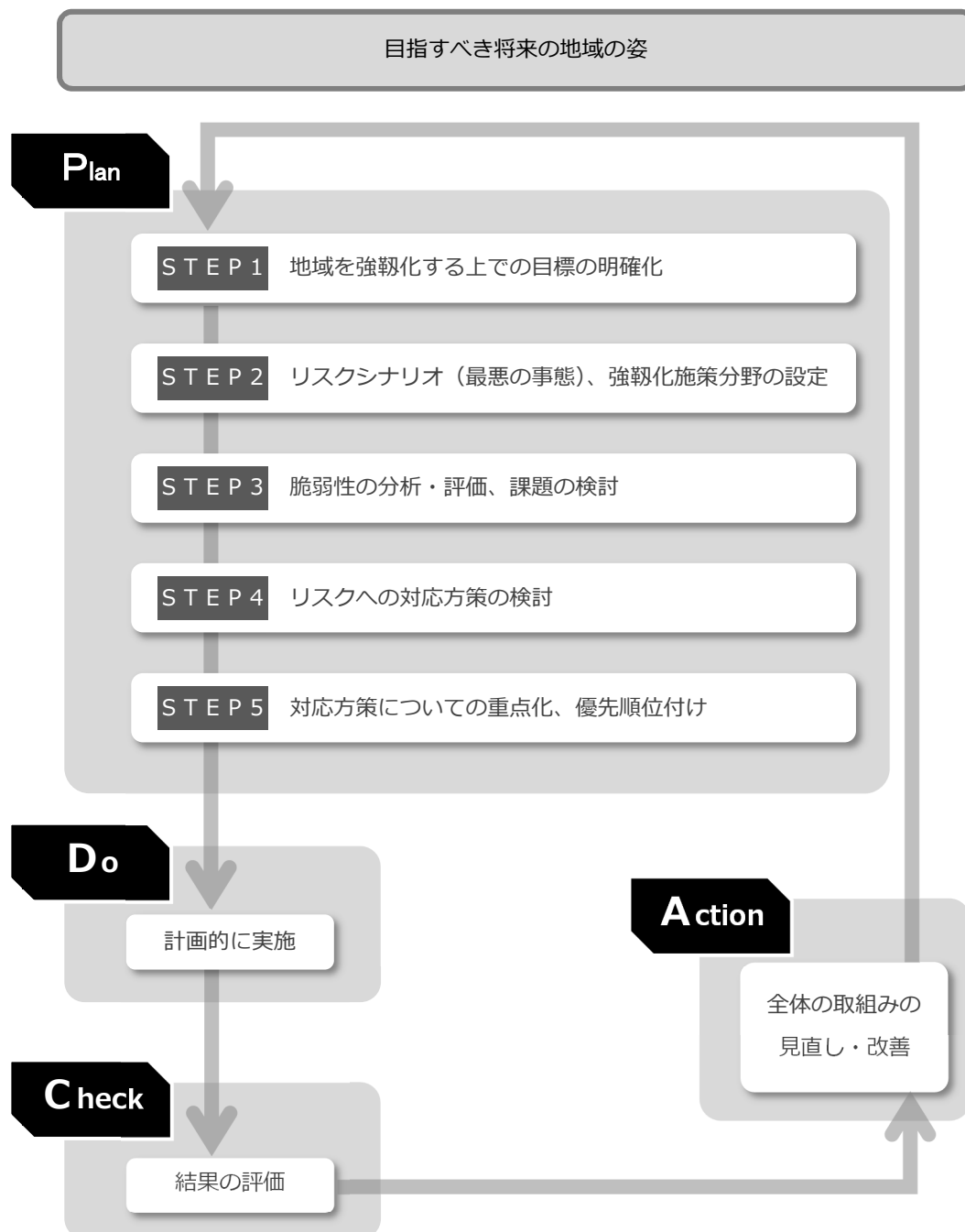
事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） の重点化プログラム（15項目）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標 (8 項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） の重点化プログラム（15 項目）	
7 制御不能な複合災害・二次災害 を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より 強靱な姿で復興できる条件を 整備する	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

第6章 計画の推進

本市における強靱化を着実に推進するため、本計画に基づき各施策を実施するとともに、定期的に計画の進捗状況や達成状況を分析・評価し、必要に応じて見直しを行う。

本計画は、国や県、市民、事業者等と連携して取組みを推進する。



(別紙 1) 推進方針に基づく取組

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

【推進方針の項目】

公共施設等の耐震化・防災対策、民間住宅等の耐震化・防災対策、社会インフラの防災対策、市民・民間施設等の災害対応能力の向上

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
庁舎の耐震化【地域防災拠点建築物整備緊急促進事業】	1 施設	H28～R4	4,100	総務企画	財政
住宅の耐震化【住宅・建築物安全ストック形成事業】	改修補助 15 件/年 等	～R9 年度	21/年	建設	建築住宅
公営住宅・改良住宅の耐震化【公営住宅等整備事業・公営住宅等ストック総合改善事業・改良住宅等改善事業】	川内改良住宅 等	～R9 年度	2,300	建設	建築住宅
ブロック塀等の安全対策【住宅・建築物安全ストック形成事業】	15 件/年 等	～R9 年度	5/年	建設	建築住宅
保健センター管理事業	3 施設	－	2/年	保健福祉	保険健康
国民健康保険診療所施設管理事業	6 施設	－	3/年	保健福祉	保険健康
橋梁の耐震化（防災・安全交付金）	水道橋	R2	10	建設	建設
海岸保全施設の修繕	魚棚・川口・横網代	～R9 年度	50/年	建設	建設

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【推進方針の項目】

津波避難計画等の策定、公共施設等の防災対策、海岸保全施設や社会インフラの防災対策（整備・耐震化）、住民の避難対策（早期避難の徹底）

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
橋梁の耐震化（防災・安全交付金）	水道橋	R2	10	建設	建設
海岸保全施設整備事業	1 漁港	H29～R 9	1,548	産業経済	水産
地区公共施設（一時避難地）の整備（防災・安全交付金）	1 施設	R4～5 年度	30	総務企画	危機管理

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【推進方針の項目】

河川構造物や排水施設等の整備、維持管理、土砂災害防止施設の防災対策、ため池等農業用施設等の対策、情報伝達体制の強化、住民の避難対策（ハザードマップの作成・周知）

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
土地改良施設の耐震整備（ため池） 【農村地域防災減災事業】 【ため池地震対策整備事業】	1	～R7 年度	115	産業経済	農林
防災重点ため池のハザードマップ作成 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】	51	～R3 年度	140	産業経済	農林
浸水対策事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	城南排水区	R2～R9 年度	470	建設	都市整備
浸水対策事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	大浦排水区	R3～R9 年度	350	建設	都市整備
浸水対策事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	新田排水区	R4～R9 年度	350	建設	都市整備
洪水ハザードマップ作成 【河川事業（防災・安全交付金）】	3 河川	R2	13	総務企画	危機管理
高潮ハザードマップ作成 【海岸事業（防災・安全交付金）】	1 海岸	R3	9	総務企画	危機管理
洪水 WEB ハザード情報 【河川事業（防災・安全交付金）】	市内一円	R3	5	総務企画	危機管理

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
【推進方針の項目】					
非常用備蓄の促進、支援物資・エネルギー供給の受入体制等の整備、輸送路の確保等、水道施設の耐震化等					
なし					
2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生					
【推進方針の項目】					
道路や港湾等における防災対策の強化、孤立地域発生時の早期の復旧体制の整備、孤立地域対策の充実					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
漁港施設機能強化事業	1 漁港	H24～H30	498	産業経済	水産
地区公共施設（一時避難地）の整備（防災・安全交付金）	1 施設	R4～5 年度	30	総務企画	危機管理
水産生産基盤整備事業	九島漁港	R9～R12	600	産業経済	水産
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足					
【推進方針の項目】					
救助・救急機関等との連携強化、警察・消防施設の耐震化や資機材等の充実、自主防災組織、事業所等の救助・救急活動					
なし					
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱					
【推進方針の項目】					
帰宅困難者等への対策、公共交通機関等との連携強化					
なし					
2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺					
【推進方針の項目】					
災害時の医療体制等の充実強化、保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化、エネルギー供給の長期途絶対策					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
災害時医療救護活動打合会議	1 回/年	—	—	保健福祉	保険健康
保健センター管理事業	3 施設	—	2/年	保健福祉	保険健康
国民健康保険診療所施設管理事業	6 施設	—	3/年	保健福祉	保険健康
国民健康保険診療所緊急時持出袋整備	6 施設	—	—	保健福祉	保険健康
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
【推進方針の項目】					
疫病・感染症等対策の整備、遺体の措置対策等の体制整備					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
汚泥再生処理センター長寿命化総合計画策定事業	1 箇所	R3 年度	6	広域	環境課
予防接種事業	—	—	—	保健福祉	保険健康
災害時医療救護活動打合会議	1 回/年	—	—	保健福祉	保険健康
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
【推進方針の項目】					
避難所運営体制の強化、避難所環境の向上、福祉避難所の指定促進、運営体制の支援、保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化、 下水道対策による衛生面の悪化防止					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
下水道ストックマネジメント事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	処理場・ポンプ場・管路	H31～R9	1,530	建設	都市整備
下水道施設耐水化事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	処理場・ポンプ場	R3	20	建設	都市整備
下水道施設地震対策事業	処理場・ポンプ場	R2～R9	740	建設	都市整備

【下水道事業(防災・安全交付金)】					
目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する					
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
【推進方針の項目】 行政機能の確保（業務継続計画（BCP）の作成・推進）、行政機能の確保（庁舎の耐震化等）、行政機能の確保（災害対策本部の機能強化）、行政機能の確保（通信・情報共有システムの充実）、治安の維持					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
庁舎の耐震化【地域防災拠点建築物整備緊急促進事業】	1 施設	H28～R4	4,100	総務企画	財政
保健センター管理事業	3 施設	－	2/年	保健福祉	保険健康
国民健康保険診療所施設管理事業	6 施設	－	3/年	保健福祉	保険健康

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する					
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					
【推進方針の項目】 防災拠点施設等における通信の確保、通信事業者との連携強化					
なし					
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					
【推進方針の項目】 テレビ・ラジオ放送の中断等対策					
なし					
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					
【推進方針の項目】 災害情報の伝達手段の多重化・多様化、適切な避難勧告等の発令、市民の避難意識等の向上、災害弱者対策の推進					
なし					

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない					
5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下					
【推進方針の項目】 サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
橋梁・トンネルの補修事業 （道路更新防災等対策事業費補助）	5 施設程度/年	～R9 年度	90/年	建設	建設
橋梁点検業務 （道路更新防災等対策事業費補助）	943 橋	～R9 年度	60/年	建設	建設
トンネル点検業務 （道路更新防災等対策事業費補助）	9 施設	～R9 年度	7/年	建設	建設
5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響					
【推進方針の項目】 金融機関における防災対策の推進					
なし					
5-3 食料等の安定供給の停滞					
【推進方針の項目】 農業生産基盤等の整備、食料等の供給体制の確保					
なし					

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止					
【推進方針の項目】					
ライフライン事業者の防災対策の推進、エネルギー供給の多様化					
なし					
6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止					
【推進方針の項目】					
排水・污水处理施設の防災対策の推進					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
下水道施設地震対策事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	処理場・ポンプ場			建設	都市整備
漁村整備事業	3箇所	R3～R5	240	産業経済	水産
6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止					
【推進方針の項目】					
交通ネットワークの維持、港湾・漁港施設等の防災対策					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
橋梁・トンネルの補修事業 (道路更新防災等対策事業費補助)	5施設程度/年	～R9年度	90/年	建設	建設
橋梁点検業務 (道路更新防災等対策事業費補助)	943橋	～R9年度	60/年	建設	建設
トンネル点検業務 (道路更新防災等対策事業費補助)	9施設	～R9年度	7/年	建設	建設
海岸保全施設整備事業(老朽化対策)	25漁港	R3～R11	625	産業経済	水産
水産物供給基盤機能保全事業	51漁港	H26～R9	4,033	産業経済	水産
6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全					
【推進方針の項目】					
早期の復旧体制の整備					
なし					

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生					
【推進方針の項目】					
市街地火災への対策、海上・臨海部の広域複合災害対策、建物倒壊による交通麻痺からの早期の復旧体制の整備					
施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
老朽危険空家の除却等 【空き家再生等推進事業】	35件/年等	～R9年度	28/年	建設	建築住宅
住宅の耐震化 【住宅・建築物安全ストック形成事業】	改修補助10件/年等	～R9年度	18/年	建設	建築住宅
ブロック塀等の安全対策 【住宅・建築物安全ストック形成事業】	12件/年等	～R9年度	5/年	建設	建築住宅
柿原浄水場土石流対策工事	擁壁工 L=217.9m	R2.7.2 ～R2.2.28	116	水道局	給水

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【推進方針の項目】

ため池等の防災対策、堤防・護岸等の防災対策

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
土地改良施設の耐震整備（ため池） 【農村地域防災減災事業】 【ため池地震対策整備事業】	1	～R7 年度	115	産業経済	農林
防災重点ため池のハザードマップ作成 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】	51	～R3 年度	140	産業経済	農林
下水道ストックマネジメント事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	処理場・ポンプ場・管路	H31～R9	1,689	建設	都市整備
下水道施設耐水化事業 【下水道事業(防災・安全交付金)】	処理場・ポンプ場	R3～R9	20	建設	都市整備

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

【推進方針の項目】

有害物質の拡散・流出対策

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
建築物のアスベスト対策【住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修）】	5 件/年	～R9 年度	0.5/年	建設	建築住宅

7-4 農地、森林等の被害

【推進方針の項目】

農地等の荒廃防止対策、森林等の荒廃防止対策

なし

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【推進方針の項目】

災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理への協力体制の構築

なし

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

【推進方針の項目】

建設事業者等との連携、ボランティアやNPO等との連携、地域コミュニティの活性化（復旧・復興を担う人材等の確保）、事前復興の検討

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
事前復興まちづくり計画策定 (防災・安全交付金)	3 地区	R5 年度	26	総務企画	危機管理

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【推進方針の項目】

文化財の防災対策

なし

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

【推進方針の項目】

罹災証明書等の速やかな発行に向けた体制整備、住まいの再建支援、生活再建に関する支援制度の理解、事前復興の検討・復興対策

施策内容・事業名	事業量・箇所	実施時期	全体事業量 概算(百万円)	取組全体	
				部	課
事前復興まちづくり計画策定 (防災・安全交付金)	3 地区	R5 年度	26	総務企画	危機管理

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【推進方針の項目】

風評被害等への対策

なし